

発刊に当たって

NPO 法人市民後見人の会・理事長 古賀忠壹

時の流れは速いもので本会が任意団体から NPO 法人に衣替えして 10 年が経過しました。この間、後見人・保佐人・補助人の受任総数は 40 件(2018 年 6 月)を数えます。

いうまでもなく本会設立の目的は、「認知症になっても住み慣れた地域で安心できる社会」を構築することにあります。机上の理論よりも後見受任を増やし、その実践の中で地域社会の信頼を得て、市民後見人の裾野を広げていくのが一番と考え、「後見人候補者になってほしい」との声がかかれば、どんな事例でも受任してきた 10 年でした。

この「40」という数字は、後見業務に当たる際、市民後見人としての覚悟と自覚を持った会員が正・副 2 人一組になって担当してきた結果です。

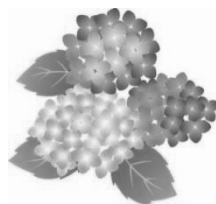
また、本会の活動が適正・的確に行われているかどうかを外部の専門家に検討してもらうため設置している業務指導委員会の委員の皆さんや、毎年のように主催してきた市民後見人養成講座の講師を努めてくれた皆さんのご指導の賜物です。

そして何よりも、品川区、品川区社会福祉協議会が私たちの運動へ理解を示してくれ、受任の機会を与えてくれたからこそ、と感謝しています。

思い起こせば 2006 年 3 月、品川区在住の企業 OB 3 人が市民後見人養成講座を企画、賛同者を増やししながら講師を招き勉強したことが本会誕生のきっかけです。講座の修了生が、地域で後見を必要としている人を支援することを目的とするものです。丁度、定年を迎える団塊の世代が「企業」から「地域」に移動してくる時期とも重なり、この人たちが後見活動に参加し、「濡れ落ち葉」にならずに生き生きした人生を送ってほしいとの視点も併せ持っていました。

同年、修了生による任意団体「市民後見人の会・品川」が結成され、講座のほか、施設見学や住民対象の成年後見制度普及ビデオ上映会などをしながら、会名も「市民後見人の会」に改めて活動し、08 年 1 月に東京都から NPO 法人に認証され今日に至りました。

かつて痴呆症と言われ、今、認知症と呼ばれる高齢者の層は今後ますます厚くなっていきます。団塊の世代が「後期高齢者」のピークになる 2025 年問題も差し迫ってきました。無数の市民後見人を創出していかなければなりません。運動の輪をさらに広げて行く覚悟です。



目次

発刊に当たって	古賀忠壹	1
本会の歩み		4~7
本会の組織図		8
業務指導委員会		
「市民後見人の会」に向けて	松前章代	9
「市民後見人の会」10年の思い	遠藤英嗣	10
「市民後見の会」の発展に向けて	清水勇男	11
市民後見人は成年後見利用促進の要	星野美子	12
市民後見人養成講座		
新たな社会福祉の創造	西川浩之	13
齋藤修一さんを偲んで		14
ともに歩んできた市民後見人の会と品川成年後見センター	齋藤修一	
市民後見人の会　バンザイ！	小迫香織	15
成魂碑・18柱を合同供養		15
市民後見人の会　回顧10年（2008年～2017年）	古賀忠壹	16~25
各部会の紹介		
事務局	高原三平	26
後見部会	中越　勝	27
広報部会	安齋　実	28
研修部会	杉谷徹夫	29
会員それぞれの思い		
ボランティア精神で福祉のまちづくりを	和久井良一	30
和久井さんにバツタリ会ったのが運のつき…？	曾根清次	31
継続は力なり　されど10年、かくも10年	松本貞子	32
「市民後見人の会」の10年	大岡朋子	33

ゆったりと後見業務を……………	國枝園子	33
後見人となって……………	朝倉鈴子	34
ご本人との関係づくりを心において……………	高橋宣子	35
成年後見活動について思うこと……………	青木 誠	35
親族後見・市民後見活動を経験した今……………	小松 統	36
後見人制度と終活について……………	石森陽子	37

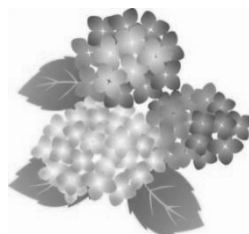
後見活動体験記

後見人を担当して……………	内山恵子	39
後見人を担当して入会動機を思う……………	澤谷義則	39
ご本人の喜ぶ笑顔が……………	渡辺美代子	40
あなた達にお任せします……………	石原俊子	41
関わりをもって……………	田中多喜子	42
大都会の盲点……………	大塚マサ子	42
後見活動を通じて学んだこと……………	宗村安子	43
想い ～姉妹お二人の市民後見人として～……………	杉山麻里子	44
初めての後見実務……………	熊谷祐子	44

資料

①社会貢献 市民後見人……………	(読売新聞(夕刊) 2007年1月30日)	46
②成年後見人 市民も担って……………	(朝日新聞 2008年9月12日)	46
③「後見人」養成広がる……………	(産経新聞 2009年3月30日)	47
④成年後見人に「市民」登場……………	(日本経済新聞 2009年6月15日)	47
⑤注目集まる市民後見人……………	(東京新聞 2010年10月20日)	48
⑥認知症高齢者を支える市民後見の取組……………	(内閣府「平成24年版 高齢社会白書」)	48

(本文中の役職名は2018年6月1日 現在)



本会の歩み

(敬称：略)

2006 (平成 18) 年

- 3月 品川区内の企業OBらが自発的に養成プログラムを作り、「第1回 市民後見人養成講座」を開催した。この活動が「市民後見人の会」の原点。
- 11月 その修了生による任意団体「市民後見人の会・品川」が誕生。
- 12月 第1回「フォローアップ研修」を開催。

2007 (平成 19) 年

- NPO法人を目指すため名称を変更し「市民後見人の会」(任意団体)とした。
- 事務所を区内睦荘101号室(森本恒吉私邸)に置き、活動を開始する。
- スローガン——**認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築**
- 2月 「理事・運営委員会」を開催。理事長に森本恒吉、事務局運営に古賀忠壹を選任。(20日)
- 3月 「第2回 市民後見養成講座」を開催(3日間)。
- 3月 第1回ビデオ上映会(品川区荏原在宅サービスセンター)。この年ビデオ上映会計4回開催。
- 5月 NPO法人「市民後見人の会」設立準備のため「設立総会」を開催。
- 7月 第1回学習会 テーマ「後見活動の実務」。
- 9月 NPO法人設立に向けて臨時総会を開催。総会前に第2回学習会を開催。
- 10月 NHKラジオ深夜便で紹介される。「市民後見人の活動～品川区モデルを目指して」
- 11月 第2回「フォローアップ研修」(3日間)開催。31名が受講、28名が修了。

2008 (平成 20) 年

- 1月 「市民後見人養成講座」新規研修会を開催(3日間)。43名受講、41名が修了。
- 1月 **東京都から特定非営利活動法人として認証される。**(24日)
- 2月 法人登記を行う。(6日)
- 5月 NPO法人市民後見人の会「2008年度第1回定期総会」開催。(24日 さわやか福祉財団) 会員数42名(男女各21名)
理事長・森本恒吉(2016年6月年死去)、理事・和久井良一、古賀忠壹、吉野充巨(2017年2月死去)、監事・北雷次
- 8月 東京家裁より本会最初の後見人を受任。(27日)
- 9月 東京家裁より2番目の後見人を受任。(4日)
- 10月 「市民後見人養成講座」新規研修会を開催。(3日間)29名受講、内9名が入会。
この年、後見2件受任(累計2件)

2009 (平成 21) 年

- 1月 「市民後見人養成講座」新規研修会を開催(3日間)。56名参加、46名修了。
- 3月 「2008年度第2回定期総会」開催。
- 3月 第3回「フォローアップ研修」開催。

- 3月 品川区「社会貢献活動見本市 2009」にパネル展示参加。
3月 「業務指導委員会」を開催。
3月 北区で、「出前ビデオ上映会」開催。
5月 ビデオ上映会（西五反田在宅サービスセンター）。この年度、区内在宅サービスセンター全 19 か所で品川区との協同事業として、ビデオ上映による普及活動を行った。
6月 「2009年度第1回定期総会」開催。
8月 「市民後見人養成講座（入門編）開催（3日間）。41名受講、39名修了。
11月 全会員対象の勉強会を開催。23名参加。

この年、後見2件受任（累計4件）。

2010（平成22）年

- 1月 「市民後見人養成講座（入門編）川崎市で開催（2日間 33人受講）。
2月 「市民後見人養成講座（入門編）」開催。（3日間 40名受講）。
2月 品川区「社会貢献活動見本市 2010」にパネル展示参加。
4月 「2009年度第2回定期総会」開催。
4月 後見担当者の勉強会を開催。
6月 「2010年度第1回定期総会」開催（5日）。理事長に和久井良一を選任。
10月 「世界成年後見法世界会議・横浜」に参加。和久井理事長が会場から意見表明を行う。
11月 業務説明会（品川区成年後見センター会議室）開催。
12月 「市民後見人養成講座」開催（4日間）。18名受講。
12月 「明日の成年後見を考えるシンポジウム in 品川」に参加。

この年、後見等4件（内 保佐1件）受任。累計8件。

2011（平成23）年

- 2月 「こみゅにていぷらざ八潮」2階「協働推進室」に新事務所を開設した（1日）。
2月 品川区「社会貢献活動見本市 2011」にパネル展示参加。
3月 「2010年度第2回定期総会」開催。
6月 「2011年度第1回定期総会」開催（26日）。
7月 「第1回市民後見全国大会」（於：東京大学安田講堂）に参加。和久井良一理事長が登壇。本会の活動を報告。
9月 「市民後見人養成講座」（3回）
10月 ビデオ上映会開催（大井第一地域センター）。この年2回開催。
12月 「業務指導委員会」開催。
12月 「認知症サポーター養成講座」開催。

この年、後見等3件（内 保佐1件）受任。累計11件。被後見人等、2名死去。

2012（平成24）年

- 2月 品川区「社会貢献活動見本市 2012」にパネル展示参加。
2月 「市民後見人養成講座」開催（3日間）。
3月 「やしお『協働』フェスタ地域活動展」に参加。
3月 「成年後見制度を担う市民後見全国サミット」（10日 損保ジャパン本社ホール）参加。和久井良

一前理事長がパネラーとして登壇。古賀忠壹理事が事業報告を行う。

- 4月 **改正老人福祉法施行**(1日)。市民後見人の育成と活用を求める努力義務が市区町村に課せられた。
- 6月 「2012年度定期総会」開催(3日)。役員任期満了につき改選。理事：古賀忠壹、曾根清次、松本貞子、和久井良一(理事長)＝以上再任。吉野充巨は退任。朝倉鈴子、大岡朋子、國枝園子、中越勝＝以上新任。監事：北雷次(再任)。
- 7月 社会福祉法人「欲風会」(杉並区)施設見学(10日)。
- 7月 「八潮まつり」参加。
- 7月 「業務指導委員会」開催。
- 9月 「勉強会」開催。テーマ「各地の市民後見人の動き・理念・問題点」
- 11月 「市民後見人養成講座基礎編」開催。参加者30名

この年、後見等5件(内 保佐1件)受任。累計16件。被後見人等1名死去。

2013(平成25)年

- 1月 フォローアップ講座第1回、29名参加。(第2回2月、第3回3月)
- 2月 品川区「社会貢献活動見本市2013」にパネル展示参加。
- 3月 ビデオ上映会開催(大崎第一区民集会所)。この年計4回開催。
- 4月 「業務指導委員会」開催。
- 5月 後見報告会を開催。
- 6月 ビデオ上映グループが制度普及勉強会を開催(大井林町高齢者複合施設)。
- 6月 「2013年度定期総会」開催。和久井良一理事長、曾根清次理事退任。後任理事長に古賀忠壹理事。新理事に安齋實。
- 6月 「勉強会」開催。テーマ「悪徳商法」。
- 7月 「勉強会」開催。テーマ「死後事務」。
- 9月 「勉強会」開催。講師・齋藤藤修一(品川成年後見センター所長)
- 9月 「勉強会」開催。品川区大経寺で。テーマは「最近のお寺・葬儀事情」。大経寺ご住職と葬儀会社社員の方を講師に招いて。

この年、後見等4件(内 保佐2件、補助1件)受任。累計20件。被後見人等5名死去・

2014(平成26)年

- 1月 「後見事務の実務」発行。本誌22頁参照。
- 1月 制度普及勉強会(区立大井町高齢者複合施設)。テーマ「高齢者と消費生活」。
- 2月 品川区「社会貢献活動見本市2014」にパネル展示参加。
- 3月 業務指導委員会
- 5月 監督人への報告会、その後「勉強会」開催。
- 6月 「2014年度定期総会」開催。北雷次監事、松本貞子理事が退任。新理事に澤谷義則、杉谷徹夫を選出、新監事に高原三平を選出。
- 7月 「勉強会」開催。品川区立東大井地域密着型多機能ホームを見学。14名参加。
- 8月 ビデオ上映会(品川区立大井町高齢者複合施設)開催。この年、計2回(11月)開催・

この年、後見6件受任。累計26件。被後見人等2名死去。

2015（平成27）年

- 1月 「市民後見人養成講座」（24日、31日、2月1日、7日）
- 1月 ビデオ上映会開催（八潮協働推進室「我こそは生涯現役」）
- 2月 品川区「社会貢献活動見本市2015」にパネル展示参加。
- 5月 2015年度定期総会

この年、後見等4件（内 保佐3件）受任。累計30件。被後見人等4名死去。

2016（平成28）年

- 1月 本会事務所を品川成年後見センター分室（品川区大井）に移転した。
- 2月 品川区「社会貢献活動見本市2016」に出パネル展示参加。
- 2月 市民後見人養成講座
- 2月 和久井前理事長が「2015年度プラチナ・ギルド・アワード」特別賞を受賞。
- 3月 専門職から学ぶフォローアップ講座
- 3月 社協の働きにより養玉院如来寺に合同供養碑が設立され、本会関係2柱を納骨した。
- 4月 研修会 「ケーススタディ成年後見」講師・黒澤由紀子弁護士
- 5月 「成年後見制度利用促進法」施行（13日）
- 5月 2016年度通常総会 正会員82名中出席者52名 書面出席者16名
- 9月 業務指導委員会
- 9月 後見部会主催勉強会 3ケース（死後事務、医療同意、施設移動先探し）
- 10月 「成年後見事務円滑化法」施行（13日）
- 11月 養玉院如来寺「成魂の碑」合同納骨。
- 12月 勉強会「高齢者の住まい」高原講師
- 12月 成年後見普及活動（5日八潮、10日「健康・生きがいフェスタ」、19日カナリヤカフェ）

この年、後見4件受任。累計34件。被後見人等1名死去。

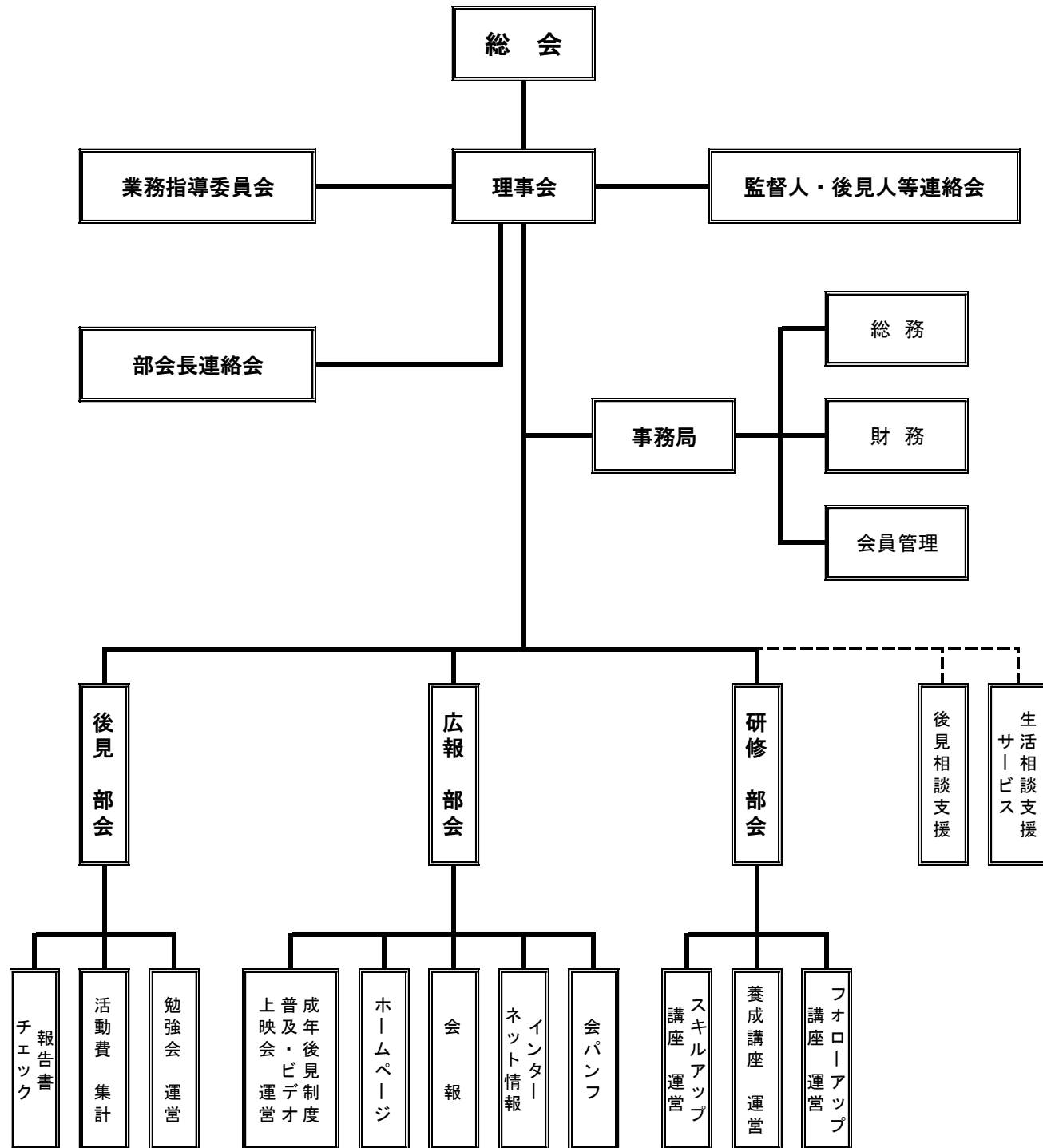
2017（平成29）年

- 2月 成年後見普及活動・「品川消費生活・社会貢献活動展」パネル展示参加。
- 2月 勉強会 講師・斎藤修一（品川成年後見センター所長）（16日）
- 2月 2016年度「市民後見人養成講座」
- 6月 2017年度定期総会 正会員90名
- 7月 勉強会開催（荏原第五地域センター）。28名参加。
- 10月 施設見学。福栄会。
- 10月 業務指導委員会（荏原第五地域センター）
- 12月 「2017年度第1回スキルアップ講座」講師・山口栄三郎（司法書士）（17日）

この年、後見等3件（内 保佐2件）受任。累計37件。

制定 平成28年6月20日
改正 平成29年9月25日
改正 平成29年12月18日

NPO法人 市民後見人の会 組織図



業務指導委員会

「市民後見人の会」に向けて



業務指導委員長 松前章代（司法書士）

NPO法人市民後見人の会の皆様、設立10周年おめでとうございます。設立2年前の準備段階から養成講座の講師を務めさせていただき、設立直後に業務指導委員も拝命し、貴会の活動をずっと見てきた私も感慨無量です。

思い起こせば、私が初めて講師のご依頼をいただいた頃は、市民後見人の定義も確立しておらず、市民後見人と聞いても「市民の方が後見人をされるのか」と思ったくらいで、その何たるかも良く分からないまま講義をしておりました。

大学教授、専門職団体、（最高）裁判所が市民後見人の定義を提示したのは貴会設立から数年後です。市民後見人の定義が確立する前から修練され、事案を受任され、まさに先駆けとなって走りながら考えて来られたわけで、運営を支えてこられた皆様のご苦勞を思うと今更ながらに頭が下がります。

私が講師を務めた際は、成年後見制度を学び取ろうとする受講生の熱気で会場の温度が上がっているかのような様子でした。また、業務指導委員としては、年に1回、全件の事例報告を受け、その内容を検討しています。業務指導委員には、公証人（現在は弁護士）、弁護士、社会福祉士、司法書士がいて、毎回厳しい指摘や意見が出ますが、貴会はそれらを謙虚に聞く耳を持たれ、改善すべき点は改善して、執務に真摯に取り組まれています。その謙虚さは貴会の長所の一つです。

品川区社会福祉協議会が後見監督人に付いているとはいえ、市民後見人が被後見人やその関係者から信頼を勝ち取るためには、さぞや大変なご苦勞をされたらろうと察しますが、やりがいや張り合い、感謝される喜びが、それらの苦勞を上回っているように見受けられます。

この10年、本当に色々なことがありましたね。大事な方々を亡くしながら、悩みながら、活動を続けてこられました。よくご承知のことではありますが、市民後見人の良さは、被後見人等と同じ地域に居て、ご当地の情報や資源を被後見人等のために駆使できるところにあります。成年後見制度利用促進法、それに基づく基本計画により、市民後見人への期待はさらに高まります。10周年を機に、その原点や、初心に立ち返り、今まで築いてこられた実績と信用を大事にしながら、これからも、地道に誠実に活動を続け、地域に貢献されることを願ってやみません。



「市民後見人の会」10年の思い

業務指導委員 遠藤英嗣（弁護士）
（遠藤家族信託法律事務所）

けっして事務所として恵まれたとは言えない小山のアパート、ここが市民後見人の会の原点。ここに数人の者が集まり、当時は誰からも認識されていない、「市民後見」（社会貢献型後見）の在り方や実務を議論研究し、認知症高齢者等を市民の力で誠心誠意支援しようと大きな夢を見ていた。

今日、この集まりは、拠点を換え、名称も「NPO 法人市民後見人の会」として、多くの人たちが関わりこの夢を達成しようとして汗を流している。

今は着実に大きくなった「市民後見人の会」。10周年を迎えたのだが、最初、会の名前を聞いたときには、何でこんなに大きな名前を付けたんだろうと不思議に思っていた。しかし、ボランティアの気持ちを忘れず、汗を流す会のメンバーの強い思いを看取り、私も、いつかはこの夢を達成させたいというメンバーの熱意を支える一助になればと思い、もう10年余り、会とは付き合っている。

今は亡き森本初代会長や品川区社会福祉協議会の斎藤所長、それに一線からは退かれた和久井さんの思いが、日本一の市民後見人の会と称される組織を目指させたのだと思う。

「市民後見は、少しお礼をいただいて、誠心誠意尽くす」

「このお礼をもらうことが、市民後見の仕事の主たる目的になってはならない」

これが、私の考えである。

当時は、市民後見人はボランティア活動に徹するべきという風潮が強く、「報酬をもらうのは市民後見ではない」「そもそも法務や福祉の専門的知識のない者には成年後見は任せられない」と言われていた。今はかかる言葉を口にする人はいないようであるが、当時はよく聞かれた言葉である。

後見人は、善管注意義務を尽くす必要があるものであり、これに報いるため、当然対価報酬は必要である。しかし、その対価以上に本人を支援するのが、市民後見人である。

「市民後見」 その地域にあって、成年後見を必要とする人のために、社会貢献型の支援を目指して誠心誠意尽くす人たちの行動である。

これを実現しているのが、10年目を迎えた「市民後見人の会」である。

私は、この間公証人から弁護士に職業が変わり、今は、すべての地域で、市民後見人も家族後見人も支える「地域後見」を実現することと、成年後見制度を補完する「家族信託」の正しい活用を訴えて仕事をさせてもらっている。

この弁護士という仕事の中で、よく言われている、「相手方の気持ちになって、仕事をすすめる」という言葉の実践が、どんな人の心をも開かせるということを実感している。

最後に、この「相手方の気持ちになって考え行動すれば、どんな人の心をも開かせる」という言葉をしたため、10周年記念の祝いの言葉としたい。

「市民後見人の会」の発展に向けて

業務指導委員・清水勇男（弁護士）

市民後見人の会創立10周年、誠におめでとうございます。

わたしは、本会創立当時、さわやか福祉財団の理事をしていたのですが、理事長の堀田力氏のご推薦と財団幹部の和久井良一氏の熱心なお勧めにより、市民後見人の会の業務指導委員をお引き受けすることになりました。公証人時代に任意後見契約公正証書を多数作成していたこと、弁護士になってからも所属の第一東京弁護士会で成年後見委員会委員を務めていたことなどの事情によるものです。



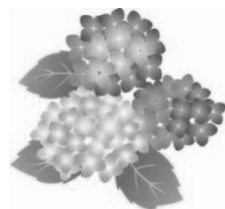
成年後見制度は、介護保険制度と同時並行して発足した画期的な制度ですが、構造、種別、利用方法が複雑で、これらを理解して使いこなすにはかなり専門的な知識が必要なことから、素人の市民後見人には荷が重すぎるのではないかと私は密かに考えていました。

しかし、当会の第1回業務指導委員会以来、弁護士委員として指導業務に関与してきた経験から、成年後見人には特に専門的な知識や経験がなくても、認知能力の低下によって日常生活に困っている人を少しでも助けてあげたいという優しい心と志を共有する仲間がいれば十分にこなしていけるものだという確信がもてるようになりました。

私が公証人時代、任意後見契約公正証書の作成に当たって後見報酬月額40万円というケースがあり、代理人の弁護士に「あまりにも高額にすぎるとはいませんか」と申し上げたところ、依頼者の資力から問題はないと突っぱねられたことがありました。これはごく例外にしても、任意後見人に専門家を依頼すると、本人の資力に比して高額な報酬を要求される場合があり、親族に依頼すると、報酬は無償でも、相続財産分割の場面で有利な立場に立ちたいという思惑から後見人を要望する親族もいて、相続争いの温床ともなりかねません。

私は、こうして営利や相続関係等のしがらみの全くない市民後見人こそが後見制度本来の理想とする姿であって、全国津々浦々に市民後見人の会が次々と創立され、市民運動として普及していくことがこの高齢化時代の切り札になるものと確信しています。

市民後見人の会の活動は、正に地域社会における社会福祉活動の一環であり、地域包括支援センターなり社会福祉協議会等による強力な後方支援を期待しています。



市民後見人は成年後見利用促進の要

業務指導委員 星野美子(認定社会福祉士)

平成12年にスタートした成年後見制度だが、これまでは誰のための制度なのか、疑問に感じるが多かった。制度を利用する認知症高齢者や障害者等、本人不在のままに、関係者や家族の意向に引きずられ、「本当にそれを本人が望んでいるのか？」と思っても、協力を得られずに、忸怩たる思いになったことも多い。



品川市民後見人の会は、まさにそのような時代に活動をスタートしている。この会の活動において実務の実際に関わることはできないが、業務指導委員会のなかで、市民が一人の人間として制度利用者に向き合う姿勢に学ばされることが多く、専門職として日々実践に取り組む自身の感覚が決して間違っていない、と思えることばかりであった。

業務の効率性や原則論、多くの人が選択するであろう方法を選択していれば間違いない、というパターンリズムに陥っているのでは、と気づかされることも多く、改めて、個人の尊重や意思を表出することが困難な人に対する接し方とはどうあるべきか、と考えさせられることばかりであった。これからますますこのような市民後見人と専門職後見人、そして親族後見人も同じ場で語り合える機会が求められてくるのだと思う。そこでは、支援者といわれる後見人側の都合ではなく、本人にとってどうだろう、本人はどのように考えているのだろうか、というそもそもの成年後見制度の理念に立ち返ることができる場であってほしい。そして、迷いや不安、困難さに対して適切なサポートが受けられることが重要だ。業務指導委員会では、そのような役割を意識して取り組ませていただいた。

平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、この2年の間に国は基本計画(工程表)を示し、また、平成30年4月には「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」が作成された。この手引き作成には、事務局として公益社団法人日本社会福祉士会が関与している。これまで属人的であった自治体や関係機関の中で学ぶべき点は学び、システムとして体制を整備していくことの重要さや、その場その時にいた人によって左右されない仕組みづくりを目指した。そこには自治体が取り組む大きな課題の一つに、市民後見人の育成、というキーワードが改めて強調されている。その目的は担い手の養成という狭い枠組みの話ではなく、私たちがどのように地域を作り上げていくのか、という広範な考え方が示されている。品川市民後見人の会がこれまでの実績を踏まえ、今後さらに新たな課題とともに成年後見制度に向き合っていけることを期待したい。

市民後見人養成講座

新たな社会福祉の創造



市民後見人養成講座講師 西川浩之（司法書士）
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート専務理事

平成 17 年、各地の自治体や社会福祉協議会（社協）等で、ボランティア後見人の活用を提唱する動きが現れていました。同じころ、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの大貫正男理事長（当時）は、専門職ではない一般市民が行う後見活動としてこの動きに注目し、これを、「市民後見人」として、親族、専門職に次ぐ後見事務の第三の担い手として制度的な位置付けを行う必要性を訴えていました。これを受けてリーガルサポートは、平成 17 年 10 月に公表した「成年後見制度改善に向けての提言」において、「国、地方公共団体はその責任において良質な『市民後見人』の養成・供給を行うべきである。」と提言しています。その翌年の 3 月に公表された日本成年後見法学会「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会平成 17 年度報告書」には、「一般市民がなり手となる後見人等ここでは『市民後見人』と名づける。」との記載があり、以後、「市民後見人」という言葉が定着するようになったものと思われま

その後、老人福祉法の改正（平成 24 年施行）等により、市民後見人の育成及び活用（研修の実施、家庭裁判所への推薦等）は市区町村長の努力義務とされ、市民後見人の活動は、成年後見制度の実際の運用において欠かせない存在となりつつあります。

故岩間伸之大阪市立大学教授は、市民後見活動を、住民同士の支え合い活動の延長線上に位置する地域福祉や社会福祉における市民参加（共助）の観点から、専門職に委ねるとい

依存的なものでなく、市民や当事者の積極的な参画によって形成される新たな社会福祉の創造であると位置づけていましたが、品川区における NPO 法人を含めた地域における多様な担い手・支え手の創造、活用の取組みは、まさに新たな社会福祉の創造のひとつの模範といえるものです。

本人の親族、多種多様な専門職、社協や社協以外の NPO 等による様々な形の法人後見、そして個人受任の市民後見人、これらの多彩な選択肢が地域に備わってこそ、成年後見制度利用促進基本計画が目指している「利用者がメリットを実感できる制度・運用」「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の実現が可能となります。品川区における市民後見人の会による市民後見活動は、まさにその先駆的な取組事例です。法人による市民後見活動の実践は、運営資金の調達といった点も含め組織運営上も様々な課題があると思いますが、この取組みをさらに全国に広げていくためにも、市民後見人の会には今後も高い理想を掲げた初心を忘れることなく不断の努力により新たな実践に挑戦していくことを期待します。

齋藤修一さんを偲んで

品川後見センター所長として、また本会業務指導委員の一人としてお世話になった齋藤修一さんは、2017年8月7日、逝去された。お元気だったならば、喜んでこの記念誌に筆を執っていただけたであろうことを思うと残念でならない。

死の半年前、本会の求めに応じて勉強会の講師を引き受けて頂き、体調の悪い中1時間に及ぶ講演を1度も座ることなく講演して頂いた。その時の様子を報じた会報112号の記事と写真、16年4月発行の会報101号に寄せてくれた文章を掲載、故人を偲びたい。

勉強会を開催

2月16日(水)、午後1時半から4時半まで、本会後見部会主催による勉強会(於 品川区社会福祉協議会3階会議室)が行われ、29名の会員が参加しました。



最初に「これからの成年後見制度について」と題して齋藤修一さん(品川成年後見センター所長)の講演が行われました。内閣府・成年後見制度利用促進委員会のメンバーの一員として、成年後見制度利用促進法(平成28年5月施行)成立の経緯、成年後見の理念、地域後見の主役としての市民後見人の役割等を熱く語って頂きました。また、被後見人死亡後の後見人の役割など、私たちが直面している問題についても具体的な説明がなされ、参加した会員の皆さんは熱心に聴きっていました。(以下略) (会報112号より転載)

共に歩んできた市民後見人の会と品川成年後見センター

品川成年後見センター所長 齋藤修一

平成18年に、NPO法人市民後見人の会(以下「市民後見人の会」という)と社会福祉法人品川区社会福祉協議会品川成年後見センター(以下「後見センター」という)は、共催で市民後見人養成講座を実施しました。全国でも例のない、NPO法人と社会福祉協議会とのコラボレーションによるもので、後見関係者の注目を浴びました。

平成17年、後見センターは、後日に市民後見人の会を正式に立ち上げた森本恒吉氏、和久井良一氏、古賀忠壹氏及び曾根清次氏らの訪問を受け、地域の中に市民後見人を誕生させたいという同氏らの真摯で熱い思いを知りました。後見センターとしても、後見の担い手づくりを検討していた時期でもあり、お互いの意向が一致し、即時に協力・連携のパートナーとなったことを思い出します。

以来、市民後見人の会は、十年の間にNPO市民後見人として全国のトップランクの受任件数を示し、多いに評価され、目標となっています。

私どもは、後見ニーズが内在している地域課題に対する、後見による支援の拡大はもとより、新たなコミュニティ組織のモデルとして、市民後見人の会が今後益々活躍されることを期待しています。ともに地域の様々な課題解決に励みましょう。(会報101号より転載)

市民後見人の会 バンザイ！

社会福祉法人品川区社会福祉協議会
品川成年後見センター監督担当 小迫香織

NPO 法人設立 10 周年、おめでとうございます。

市民後見人の会の皆様には、日ごろより品川成年後見センター支援員として私共の後見業務をサポートしていただきありがとうございます。皆様は私共職員の人生の先輩であり、経験豊富な皆様から多くの学びとパワーを日々頂いております。

市民後見人の会と私共の関わりは 10 年を超えるものになりましたが、この間に地域社会は大きく変化してまいりました。超高齢化社会となり、家族による支援機能が薄れていく中で後見人を必要とする方々が年々増えています。地域に密着した市民後見人の後見支援がより一層求められています。市民後見人として活動される皆様はこれからの成年後見のまさに主役と言ってよいでしょう。

私共が後見監督人として皆様の後見活動に接する中で、市民後見人の会らしい後見だと実感することがあります。一つは、被後見人の財産管理を行う上で求められる公正さや高い倫理観を皆様がしっかりと持ち、法人全体で共有して後見業務を行っていることです。会員の皆様の真面目さは被後見人や関係者との関わりにもとてもよく表れています。皆様の後見活動には被後見人の方々の思いに寄り添う暖かい人と人との関わりがあります。また、会員の皆様は後見支援にとっても熱心で、後見センターに来られた会員同志で熱く議論を交わしている姿は私共の日常風景になっております。ケース支援に対する会員それぞれの意見を皆様でよく話し合わせ、会員同志で協力し、困難な対応にもチームワークを発揮して乗り越えてこられています。皆様の日頃の後見活動から、成年後見のあるべき姿を常々感じております。

これから先も 10 年、20 年…と皆様と共に、被後見人に寄り添い、地域の方々と一緒に支えていく品川の後見活動を推進していきたいと願っております。皆様には市民後見人のトップランナーとして、これからの成年後見を牽引していただくことを大いに期待しております。共に前進してまいりましょう！

成魂碑・18 柱を合同供養

帰命山養玉院如来寺(品川区西大井 5-22-25)に完成した合同供養碑(本紙 100 号で既報)で 4 月 25 日、初の納骨が行われ、本会関係 2 柱を含め計 18 柱が納骨されました。住職の読経の中、本会会員 5 人ら参列者が次々に合掌、故人の冥福を祈りました。

この合同墓は、品川区内で後見人活動を進めている団体、個人が関与し、引き取り手がない遺骨を埋葬するために造られ、「成魂の碑」と名付けられています。(会報 103 号より転載)



回顧 10年

◆2008(平成20)年◆

理事長 古賀忠壹

本会は2008年1月24日付けで東京都から特定非営利活動法人(NPO)として認められた。前身組織の任意団体・市民後見人の会事務所(東京都品川区小山5-16-9睦荘101号室)に認証書が郵送されたのは29日だった。2月6日、法人登記の手続きを行った。5月24日、東京・港区のさわやか福祉財団会議室で任意団体の解散確認総会と08年度NPO法人・市民後見人の会第1回総会を開き、理事長=森本恒吉(10年6月死去)▽理事=和久井良一、曾根清次、古賀忠壹、吉野充巨(17年2月死去)▽監事=北雷次(敬称略)を選出した。

「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築」をスローガンに市民後見人運動を進めてきた私たちは、NPO法人へと移行した新たな段階にきて、2月発行の会報「市民後見人No.2」で「この運動が、品川の地を振り出しに全国各地へ燎原の火のごとく広がっていけば、世界に例のない少子高齢社会にもまた明るい未来が展望されるのではないかと考えます。まさに大河の一滴ではありますが、焦らず着実に大地に根ざした運動をしていきましょう」と呼びかけた。8月に家裁に提出した書類によると会員数は42人(男女各21人)だった。

こうした本会の動きに品川区、品川区社会福祉協議会も素早く対応し、大正11年生まれと昭和5年生まれの区内在住女性について、本会を成年後見人、同社協を成年後見監督人とする2件の申立てを行った。東京家庭裁判所は、それを認める審判をそれぞれ8月27日と9月4日に出した。後見人活動の実践は、この2件の審判が出発点となった。

06年に同区内で企業OBら受講生自らがカリキュラムを組み、各分野の専門家を招き、市民後見人養成講座が開催された。その修了生を母体に任意団体「市民後見人の会・品川」が誕生、07年5月にNPOへ発展させるための組織「市民後見人の会」へ衣替えしてきた私たちの活動は、養成講座開催や後見制度普及ビデオ上映会などが主なものだったが、家裁のこの審判で後見人活動が加わり、より重層化し多様化した。

後見人活動の実践スタイルは、会員の男女二人一組で一人の被後見人をお世話する「正・副担当制」で進められた。「市民後見人No.7」(9月発行)には「皆さんの知恵を出し合い『理想の法人後見』のあり方をこの2件のケースで追求していきましょう」と記され、その流れは、今日の後見部会活動へと日々工夫を重ねながら引き継がれている。

当時、東急目黒線・西小山駅近くにあった事務所は、森本・初代理事長のご厚意で持ち家の一室を無償で借りた。11年2月1日に同区八潮地区に移転するまで会員が出入りし、10年の歴史を刻む最初の活動拠点となった。
(会報116号より転載)

回顧 10年

◆2009(平成21)年◆

この年は、本会が進める市民後見人運動の基礎固めの年になった。

品川区は、2009年度から「区民の自由な発想や専門性等を活かした事業」を公募し、区民と区が力を合わせて実施する「協働事業提案制度」をスタートさせるために、前年、区報で告知した。本会は、①町会事務所などで行ってきた「成年後見制度普及ビデオ上映会」を区内19か所にある在宅介護支援センターで開催、1年間で一巡させる②3年前から実施してきた「市民後見人養成講座」を定員50人規模の講座を09年度内に2回開催し100人の市民後見人を創出しよう…という事業提案を行い、採用された。

資金の無い運動体にとってこの企画が採用されたことは、まさに天からの恵みであった。①のビデオ上映会は、5月16日の西五反田在宅サービスセンターを皮切りに年度末まで、各在宅介護支援センター近くに住む会員らを含め3人が1チームとなり、地域住民やセンター職員を巻き込みながら年度末までに全19センターを駆け巡った。同じく②の養成講座も、テキスト使用権を著者から得て本会用に作り替え、8月と翌年2月に実施した。また、協働事業とは別に他団体からの委託事業としての養成講座も、新年早々の1月に行われた。この時の受講生は56人に上った。46人が修了、内18人が入会を希望、会員数も70人となった。

本会の運動目的は「認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせる社会」実現にあり、成年後見制度の普及⇒市民後見人の養成⇒法人後見の実践が位置づけられている。

その法人後見。東京家裁はこの年も本会を成年後見人とする2件の審判を行った。前年受任した案件で担当者が試行錯誤しているのを知ってか、なぜか後見業務のなり手が少なく、会報「市民後見人No.22」(12月発行)は、「はじめはだれでも『素人』です。遠慮しないで、名乗りを上げてください」と呼び掛けた。遡って「同No.12」(1月)には「任意後見事業もスタートしました」という記事があり、「任意後見2件と死後事務1件を契約、見守り活動から始める」と記されている。しかし任意後見事業は、その体験から種々問題がある、としてこの3件以外今日まで、取り組んでいない。

JR大井町駅前の「きゅりあん」で恒例となった「品川区消費生活・社会貢献活動展」への初参加は、この年3月。ブースが無料で借りられるので、出店要請を機に成年後見制度普及活動の一環として毎年参加するようになった。忙しい1年だった。

(会報117号より転載)

回顧 10年

◆2010(平成22)年◆

闘病中だった森本恒吉さんが、この年の6月18日亡くなられた。75歳、本会の初代理事長だった。その死は、会報「市民後見人No.28」(7月発行)で「少しずつ前進し始めた私たちの『市民後見人』運動ですが、志半ばで倒れた森本さんの無念さを思い、初心に返りさらに充実した活動を進めたいものです」と表現された。

本会は、平成22年度第1回定期総会(当時、定期総会は2回)を6月5日に開催、役員(理事、監事)全員の任期(2年)が満了するため改選し、前任者全員が再任された。理事互選の理事長職は森本さんの体調を考慮、和久井良一さんを選出したばかりの死だった。

この年の主要事業はどう展開されたのだろうか。

後見事業部門では、新年早々の1月6日、活動の質の向上を図るため、後見業務担当者と担当になるための待機者を集めた「後見業務担当者会議」が企画された。10人が出席、3時間の意見交換後、業務担当者が講師になり、活動に伴う様々な事象に対応するための実践的な勉強会を定期的に関くことになった。それは、現在、事例研究を中心とした後見部会の活動へと発展していった。

この年の4、7、9月、12月に計4人の成年後見人等に就任した(内1件は保佐人)。前年まで受任件数を含めた累計は8人になった受任件数が増えるにしたがって、困難な事例にぶつかる事例も出てきた。

食事拒否で入院となった被後見人について、「胃ろう」か「点滴」か、何が適切な医療行為か関係者を交えて激論になったケースもあった。

市民後見人養成事業部門は、講座を1月(神奈川県川崎市、33人受講)▽2月(品川区、40人受講)▽12月(同区、18人受講)と3回開催。1月と12月の講座は、高齢社会NGO連携協議会からの委託事業として各4日間22時間、2月は、前号のこの欄でも触れた品川区との協働事業として実施した。川崎市での実施は、受講生が自分の住む地でNPO法人を立ち上げることにより、市民後見人運動が品川区外にも広がっていくことを願ったものだった。

残念ながら、新法人は誕生しなかったが、当会会員として活動することになった修了生もいて、“有力な戦力”になっている。

「成年後見法世界会議」(10月1-4日)が横浜市で開かれ、和久井さんが所属するさわやか福祉財団卒で参加してくれた。後日、その時の模様を「感じたことは、NPO市民後見人の必要性を論じながらその位置づけは今ありません」と会報「市民後見人No.32」(10月発行)に記し、会員に「実績を積み重ねていこう」と訴えた。

師走に入り、行政書士らで後見人活動をするNPO法人ライフサポート東京と品川区社会福祉協議会共催の「明日の成年後見を考えるシンポジウム in 品川」が同区内で11日開かれ、本会から事務局担当理事の古賀忠壹がパネラーとして出席、発言した。(会報118号より転載)

回顧10年

◆2011(平成23)年◆

2月1日、事務所が品川区八潮5-9-11の小学校跡地に区が新設した区民活動交流施設「こみにゅていぷらざ八潮」の一室に移転した。

同区小山にあった旧事務所は、森本恒吉・初代理事長所有アパートの一室を無償提供されていたもので、理事会は森本さんの死後、新事務所探しを行い、場所的には不便になるが使用料が月額1万円(光熱費込み)と安く、法人予算でやりくりできる見通しが立ったため前年の11月、区に申し込みをし、審査に合格した。が、同じ区内なのに電話番号変更を余儀なくされ、また新規備品の購入などもあり、引っ越し費用の捻出に頭を痛めた。さらに手弁当の事務所詰め担当者数が不足し、対外的には月・火・木曜の9-16時のみのオープンとなった。この交流施設は、「区民による区民のための多様な公益活動の活性化を目指す」もので、入居条件は最長5年間。現在の事務所に移る2016年1月まで、勉強会を毎月第3土曜日に定例化するなど、各種活動の拠点となった。

4月14日、本会が成年後見人等の受任をして7件目に当たる女性が、息を引き取った。87歳だった。親族がいても成年後見人制度の利用申立てをする人がおらず、区長申立てで、本会が前年9月に受任、担当者2人が東京郊外の施設に月1回のペースで訪問、サポート活動を続けていた。死後の事務にもかかわることになり、斎場やお墓の手配などを行った。いずれは訪れる被成年後見人の死だが、本会では初のケース、ミスのないよう監督人である品川区社会福祉協議会の知恵を借りながら慎重に進めた。

12月10日には、受任5件目に当たる女性(84)も永眠、お骨にするまでの手続きを行い、遺産とともに相続人に引き渡した。以後、死者が増えるに従って死後事務の内容が各々異なり、担当者がその貴重な経験を話すなど、「死後事務」は定例勉強会の定番テーマになった。この年の後見人等の新たな受任は3件で、累計受任数は11件となった。

定期総会は6月26日、事務所と同一建物内にある会議室で開かれ、死去した森本さんの補充として松本貞子会員を理事に選出した。松本さんは本会初の女性役員で、今日の後見業務部会を形成する基礎を築いただけでなく、女性会員の役員引き受けの素地を作ってくれた。

市民後見人養成講座や成年後見制度普及のビデオ上映会などの活動も順調に展開された。特に9月に開催した養成講座の会場は初の八潮地区となり、周知徹底を目指し担当会員は、受講生募集チラシを同地区の全戸(約5,500戸)に配布する“快挙”を成し遂げた。

対外的には7月2日、東京大学政策ビジョン研究センター主催の「第1回市民後見全国大会」と銘打った集会在東大安田講堂で開かれ600人が参加、和久井良一・理事長も登壇し、会活動の紹介をした。複数の市民団体から講師派遣の依頼があったり、近県のシルバー人材センター幹部職員の訪問を受けるなど、各地で市民後見人活動の輪がさざ波のごとく広がり始めたことを実感した年だった。
(会報119号より転載)

回顧 10 年

◆2012(平成 24)年◆

市民後見人の育成と活用を求める努力義務が市区町村に課せられた老人福祉法の一部が改訂され、4月1日施行された。増加する認知症高齢者対策として多数の市民後見人が必要であることを国が明確化せざるを得なくなったものだ。時代の変化を感じる。

それに先立つ3月10日午後、東京・新宿の損保ジャパン本社ホールで開かれた「成年後見制度を担う NPO 法人市民後見全国サミット」に、市民後見人運動を進めている人や興味を抱く人が 26 都道府県から参加、その数は 500 人を超えた。主催は本会の和久井良一・理事長が所属するさわやか福祉財団。和久井さんは企画段階から関わり、当日は、パネルディスカッション「市民後見人の在り方について」のパネラーとして活躍した。

本会の古賀忠壹・事務局担当理事も事例報告団体として「会の沿革・現状・将来像」を語った。当面の課題として、①ボランティア組織における永続的な取りみを資金面を中心にどう構築するか②後見業務担当者の層の拡大と質向の向上をどのように図っていくか③公的機関との理想的な協働関係をどのように築くか④市民後見人に関する国の意向が出てくる中で、いかようなスタンをとっていくのか、を挙げた。

基調講演「市民後見人は NPO で!」の演者は、同財団理事長の堀田力弁護士。「市民後見人がいなければ、認知症者の大多数の人間性が守れない」とし、▽職業後見人数が決定的に不足▽親族は後見人として適格性に欠く例が少なくない▽ボランティアな第三者である市民は純粋に被後見人の立場で発想し、熱意をもって被後見人の利益を実現することが出来る▽市民後見人が単独で業務を行うのは、通常困難だから、市民後見 NPO に所属するのが最適、と述べた。

本会が目指す「認知症になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会」とは、堀田さんの言う「市民が後見 NPO で、被後見人の利益を実現する社会」とも言い換えることもできるだろう。会場を埋めた一人一人が、覚悟を決めて NPO を立ち上げてほしいと思った。

6月3日、役員任期の満了に伴う定例総会は、理事に▽曾根清次、古賀忠壹、松本貞子、和久井良一(理事長)=以上再任・吉野充巨は退任▽朝倉鈴子、大岡朋子、國枝園子、中越勝=以上新任、監事に北雷次(再任)を選出した。同月発行の会報「市民後見人 No.53」の記事には、「会活動が発化してきたため(理事数を)3人増員しました。活発化とともに抱えている課題もまた山積しています。課題克服のための増員です。第一に、主要事業の後見業務について、質の向上と量の拡大を図らなければなりません。第二に、事務局体制を強化しなければなりません」とある。初代事務局長に古賀が就任した。

この年、お世話している被成後見人一が死去、新たに成年後見人等4件を受任、累計受任件数は15件(内3件は死去)となった。(会報120号より転載)

回顧 10年

◆2013(平成 25)年◆

本会が任意団体から NPO 組織に衣替えして 6 年目に入った正月 14 日朝、東京・八王子市の高尾山近くにある特別養護老人ホームで生活していた被成年後見人の A さん（男性・75 歳）が体調を崩し、検査を受けるため提携先の病院に前日から入院中、息を引き取った、という連絡が入った。親族が遠方に住んでいるので A さんを担当する 2 人の会員は、とりあえずご遺体を品川区内の葬儀社に仮安置するため、顔見知りの葬儀社社員の運転する車で病院へ向かった。あいにくこの日の東京は雪。午後になり、雪が激しくなる中、ご遺体をどうするか、車内から親族と電話で連絡を取りながら葬儀社に戻った。親族は、北陸の実家の寺で葬儀をやりたいので、至急搬送してほしい、と言う。降雪で高速道路は通行止めになっているところもあり、希望する時間まで届けられないことも分かり、日程を 1 日ずらしてもらい、何とか搬送車両の手配を終えたころは、夜になっていた。

本会は、前年までに 3 人の被後見人の死と向き合ったが、本人が親族らと疎遠なためなどで、本会が葬儀を行わざるを得なかった。約 1 年間の後見期間中、顔を合わせたこともない親族とのこのような電話交渉に複雑な気持ちになったが、故郷の墓に埋葬された A さんは、満足してくれただろうか。

A さんに続いて▽2 月＝B さん（男性・77 歳）▽3 月＝C さん（女性・75 歳）と D さん（男性・69 歳）▽7 月＝E さん（男性・89 歳）が他界した。

B さん、D さんは、本会がそれぞれ後見人、保佐人に就任してわずか 1 カ月での死。本人とのお付き合いより裁判所に提出する報告書作成に多くの時間が割かれることになった担当会員の胸中は、複雑なものがあっただろう。

会報「市民後見人 No.68 号」（8 月発行）には、「後見人は被後見人の死亡でその役を閉じ、その後は、ご遺体や遺産などは通常、相続人に引き渡します。しかし、その実態は、様々です。本会が担当している被後見人らの多くは日ごろ親族との関わりが薄いため、本会が葬儀を行ったり、相続人を特定するために何カ月もかかる場合があります、結構な事務量となっています」との記述があり、「死後事務」問題は、皆、割り切れなさを感じている。

訃報が相次いだこの年、死去した B・D さんを含め新規の被後見人等の受任が 5 件あり、累計受任数は、20 件(内 8 件は死去)となった。

他の事業では、市民後見人養成講座修了者対象のフォローアップ講座、お寺の本堂で住職と葬儀社社員を講師に「最近のお寺・葬儀事情」をテーマにした勉強会、会員が講師となって高齢者施設の入居者を対象とした成年後見制度普及の勉強会なども開かれた。

6 月 2 日に開いた本会定期総会では、和久井良一・理事長と曾根清次理事が退任、後任理事長は古賀忠壹・事務局長が兼務、新たに安齋実会員が理事に就任した。

(会報 121 号より転載)

回顧 10 年

◆2014(平成 26)年◆

特筆すべきことは、後見業務担当者の必携書ともいえるべき「後見事務の実務」を 1 月 20 日付けで発行したことだろう。

本会の後見業務担当者には二つの顔がある。一つは、本会が受任した後見人等の業務を法人の構成員として担当する顔。他は、品川区社会福祉協議会が受任した後見人等の仕事をお手伝いする協議会支援員の顔で、協議会職員の指揮下で活動する。本会がまだ後見人等を受任していなかったころ、会員たちはこの支援員になって実務を学んだ。現在も「後見人活動の研鑽のため」との位置づけ、続けさせてもらっている。

「後見事務の実務」は、後見人等の活動をする上で必要な手順、本会の理念や指針、監督人・家庭裁判所に提出する書類などをまとめた。内容に変更が生じた場合に差し替え可能なバインダーで閉じた力作。松本貞子理事が中心になって編集作業を進めた。

2 月発行の会報「市民後見人 No.75」には、大雪の 2 月 14 日に開いた定例勉強会で「出席した 18 人に配布、使い方を説明しました。欠席の担当会員には後日、説明会を設定しますのでご参加ください」▽6 月発行の「No.80」には、26 年度の支援員委嘱で本会会員 22 人を含む計 80 人が委嘱されたことの記事があり、支援員は「成年被後見人宅・入所施設・病院などを訪問したり、成年被後見人の預金から生活費を下ろしたりするなど、社協から依頼されたことを行います」などの実務関連の記載がある。

この年、後見人等の新受任は計 6 件(累計 26 件)、被後見人等の死去は計 2 件(同 10 件)あった。成年後見制度普及活動など他の事業も、順調に推移していった。

役員人事面では 6 月 1 日開催の定期総会で、会発足時から会計監査などを引き受けてくれた北雷次監事と前出の松本理事が退任、残る 6 理事の再任と新理事に澤谷義則さん、杉谷徹夫さん、新監事に高原三平さんを選出した。

新体制の理事会は 10 月、前年度中止した市民後見人養成講座を来年正月に復活させることを決め、宣伝活動に入った。2005(平成 17)年度から毎年開いてきた同講座には累計 400 人超の受講があり、その修了生の有志が会員となり法人後見活動を支えてきた。品川区内には私たちのほか東京都が実施した「社会貢献型後見人養成講座」修了生による個人活動の市民後見人らも活躍してきたが、老人福祉法の改定で市区町村に市民後見人育成の努力義務が課せられ、都講座は廃止となった。このため、区社協が昨年度から、個人型・法人型の両方を視野に入れた講座を始め、本会はその修了生の受け皿団体として協力、自前の講座を中止した。しかし、市民後見人運動をさらに発展させるには自前の講座がやはり必要と判断した。このため、品川区内では年に 2 回の講座が開かれることとなった。果たして受講者が集まるかどうか、実のところ不安な年越しだった。(会報 122 号より転載)

回顧 10年

◆2015(平成 27)年◆

1月24日から始まった平成26年度の市民後見人養成講座は、募集定員30人のところ40人近い応募があった。これは、会報「市民後見人No.85~87」(前年10~12月発行)で連続して会員に受講生の発掘をお願いする記事を掲載したり、区報、ケーブルテレビ、コミュニティーペーパーで宣伝してもらった結果で、ひとまず、ホッとしたもの今後、年に二つの講座の共存共栄は可能か、頭の痛い課題が残った。

11月1日、東京家庭裁判所から2008年夏に本会が初めて後見人を受任した女性が死去した。93歳。7年超のお付き合いだった。

私たちは、被後見人らの個人情報を守るため必要時以外は、対象者の氏名を受任した順に「番号」で呼んでいる。会の事務所などで会員同士が会話する場合、この女性は「1号さん」だ。比較的資産があったので区外の有料老人ホームで暮らしていた。

当会は、対象者1人に正・副、計2人の担当者が就くので、担当者も対象者と共に歳を取る。途中で正・副、各1人が替り、難しい問題にぶつかると、担当者以外の会員も加わり対処してきた7年だった。法人後見なのでこうしたことができるが、個人で受任している市民後見人は、いろいろ私たち以上の苦労や悩みがあるだろう、と思う。この年の後見人等の受任件数は2件(累計30件)、被後見人等の死亡件数は4件(累計14件)となった。

10月5日にはマイナンバー制度がスタートした。

住民票の住所地に各自のマイナンバー通知カードが送付される。

しかし、当会が担当している成年被後見人らは独居者が多く、住所変更しないで一時的に高齢者施設や病院で生活している人もいる。本人不在の住民票上の住所にカードが送付されては、個人に付与された番号が漏れてしまうような事故が起きては困るので、区側と協議し対象者のカードを一括受取の申請をした。4人が対象となりうち3人が都外施設での暮らしを余儀なくされている。

身寄りなどがなく区長が裁判所に申立を行い、せっかく後見人が就いても区内の施設が不足しているため、「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせない社会」の一つの現実がある。後見人が就くと高齢者は、地方の施設に追いやられてしまう…という批判を耳にする時がある。その批判に対し、今の私には反論することはできない。

私たちが目指す「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」実現のためには様々な課題があるが、被後見人の暮らしている自宅や施設へ市民後見人が徒歩や自転車、あるいは区内を巡る路線バスを利用して短時間でいけるような街づくりもその課題の一つと思う。

東京オリンピックが終われば、団塊の世代が後期高齢者になる2025年もすぐだ。その時の社会の有り様はどうなっているのだろうか。
(会報123号より転載)

回顧 10年

◆2016(平成 28)年◆

死後、納骨する墓のない成年被後見人らの合同供養碑が、「大井の大仏」で知られる帰命山養玉院如来寺(品川区西大井 5-22-25)の敷地内に完成、1月18日に関係者が集まり開眼法要が行われた。碑は「成魂の碑」と命名された。

後見人活動は被後見人の死で終わる、とされる。しかし、身寄りや財産が無かったり、親族から遺骨の受け取りを拒否されると、そうもいかない。後見人、監督人、時には入所施設の職員なども焼き場に集まり、お骨にしてもらい冥福を祈る。

こうした死後の事務を円滑に進めるため、死亡時から納骨までどのようなことをしたか、時系列にまとめた(2013年3月)ことがある。また、八百屋お七や天一坊が処刑された鈴ヶ森刑場跡地にある寺が、宗派を問わず利用できる合葬墓を完成させたと知り、その寺の本堂で「最近のお寺・葬儀事情を学ぶ」と題した勉強会を開催、住職や葬儀社の職員から話を聞く(同年10月)などしているうち、被後見人等の死後、低料金で納骨できる墓を持っていないのか、と監督人の品川区社会福祉協議会に打診した。

同協議会も以前から必要性を感じていたらしく動いてくれ、如来寺の住職が理解を示し、「成魂の碑」が建立された。

本会は、品川区社協のこの事業のために100万円を寄付した。

1月の開眼法要に続いて4月25日に初めての合同納骨が行われ、同区内で後見人活動している法人・個人が集まる中、本会関係の2人を含む18人分の引き取り手の無いお骨が納骨された。以後、墓の心配は無くなった。

平成28年度の定期総会は、5月29日に荏原第五地域センター(同区二葉1-1-2)で開かれ任期満了に伴う役員改選を行い▽理事=朝倉鈴子、安齋実、大岡朋子、古賀忠壹、國枝園子、澤谷義則、杉谷徹夫、中越勝(以上再任)、高橋宣子、高原三平(以上新任)▽監事=青木誠、小松統(以上新任)を選出、理事長=古賀、事務局長=高原の体制を敷いた。

本会の事務所は、品川区八潮の区施設内に5年間あったが、1月末に使用期限切れとなりそれまで会議などで使っていた同区大井1-15-1、社会福祉協議会品川後見センター分室に全ての機能を移した。4階建てビルの3階にある8畳程度の部屋で多人数が集まるには不向きだか、区役所など行政機関が近くにあるので便利となった。総会后、この事務所に月～金曜(10—16時)詰めの当番制を導入、相談業務などを強化することになった。

また、今まで1頁物の会報「市民後見人」は3月発行分で100号となり、これを最後に創刊号から編集を担当していた古賀が降り、101号からは金城清会員が担当し、題字も「市民後見人の会」に改めて複数頁体制になった。

この年、後見人等の受任件数は4件(累計34件)、死亡件数は1件(累計16件)となった。
(会報124号より転載)

回顧 10年

◆2017(平成 29)年◆

法人活動が 10 年目に入った年である。1 月 27 日、齋藤修一・品川区社会福祉協議会品川成年後見センター長に、設立 10 周年記念事業に対する協力を要請し、快諾を得た。

事業内容は、翌 18 年夏に連続 2 日間で①認知症を扱った映画上映と成年後見制度に関する講演会の開催②区内で後見人活動をする団体・個人が一堂に会し、市民後見人運動を考えるシンポジウムの開催③記念誌の発行④記念祝賀パーティー開催、の 4 企画である。

本会はこの事業を「10 年間を総括し、これからの 10 年を展望するもの」と位置づけ、16 年 11 月に実行委員会を立ち上げていた。この協力要請で「主催・本会、後援・区、区社協」の見通しが立ち、通常の会活動に加え記念事業の準備に追われる年になった。

が、その話に移る前に触れなければならないのは、齋藤さんの訃報である。

他地域と異なり品川区や区社協は、早くから私たちの運動に理解を示し、ともに試行錯誤をしながら「市民後見人と社協監督人が一緒になって考え、悩み、被後見人に対応する」という一種の同士の協働スタイルを確立してきた。その中心に、齋藤さんがいた。成年後見制度普及を自らの使命の如く、センター長として職員を叱咤激励し、病をおして各地を飛び歩いていたが、ある日入院。8 月 7 日、帰らぬ人となってしまった。67 歳の若さだった。これからだったのに……。実に残念である。

ところで本会の後見人等受任件数はこの年 3 件、10 年間の累計件数は 37 件。この数字が他地域の市民後見人運動を巡る状況とは異なることを示している。私たちは、その自覚をもって運動の輪を広げていかなければならないだろう。死亡件数は 1 件(累計 16 件)だった。再び記念事業の話に戻る。4 事業のワーキンググループは、志願した会員らが積極的に動き出した。統一テーマ「認知症になっても安心社会を!!」を掲げ①の上映作品は、陽信孝さん原作の「八重子のハミング」(監督/脚本:佐々部清監督、出演:升毅、高橋洋子さん等)に、②は「今、なぜ市民後見～品川からの報告～」と銘打ち、区内を拠点とする「東京市民後見サポートセンター」「フレンド」「ライフサポート東京」「しんきん成年後見サポート」の 4 法人も参加、当日、弁護士の堀田力・公益財団法人さわやか福祉財団会長とともに市民後見人運動を考えることになった。会場は区が JR 大井町駅前の「きゅりあん」1 階小ホールを押さえてくれ①を 7 月 14 日(土)、②を翌 15 日(日)に開くことになった。③も原稿発注に入った、…等々、準備は進む。この記事が出るころは、宣伝、集客活動の本番だ。回顧どころではない。会員総がかりの活動でこの事業を成功させたい。

この年の業務指導委員会が 10 月 23 日、開かれた。本会の後見活動について第三者から助言してもらおう機関で、会発足以来無償で、弁護士(2 人)、司法書士、社会福祉士、齋藤さんに委員を引き受けていただいていた。今年の出席は 3 人(1 人病欠)になったが、いろいろご指導賜った。そして記念誌への寄稿も快諾してくれた。ありがたいことである。

(会報 125 号より転載)

各部会の紹介

事務局

理事・事務局長 高原三平

本会定款第 55 条に、「この法人の事務を処理するため、事務局を設置する」と規定されている。当然だが、事務局は、10 年前の本会の設立時よりあった。定款における事務局の役割をみると、総会・理事会の運営、資産・会計の管理それに会員管理が主なものだ。これらを遂行することが、NPO 法人として世間から求められていると考える。今まで、40 名の後見人を、また 450 名を超える市民後見人の養成を実践してきた。今まで特に大きなトラブルもなく順調にやってきたのは、先輩諸氏の並々ならぬ努力の結果だと確信している。路線の無いところに新たに線路をひきながら本会を運営することは大変だったに違いない。

私が入会した平成 22 年当時、事務所は西小山にあり、行事は近くの荏原区民センターで行っていた。平成 23 年に 80 歳を超えた女性の後見担当となり、その頃移った八潮の事務所に出向くようになった。事務局との関わりができたのはその頃だった。当時は後見担当者として又、他の公益法人役員として活動しており、本会の運営についての関心は薄かった。

年々会員数も、受任件数も増えて、平成 24 年には、理事数を増やし事務局長を置いた。その後も事業の拡大と質の向上は余儀なくされ、そんな時、私は監事に選出された。やっと本会の運営に目が向いた。そして、平成 28 年 6 月、事務局長に就任した。「個人商店から中小企業への経営転換」が求められている時で、事務所が、八潮から大井町に移転した頃だった。

私は、事務局長の重点施策として、「情報の共有化」と「経験の蓄積」をあげた。それは、理事会を有効に活用し組織を活かすことだ。事業ごとに部会を設け、理事会の開催を毎月とし、事務局を含めそれぞれの役割を明確にした。

現在、事務局メンバーは 10 名で、通常の活動日は、事務局会議として、第一、第三月曜日の午前中に開催している。役割は、前述したが、私達の活動で最も大切なことは、会の目的とする事業、すなわち、1) 認知症高齢者等の後見に係わる事業、2) 市民後見人の育成・指導、3) 成年後見制度の普及等、が効率的にやり易く行なわれるためのサポート業務（裏方）であるという認識だと思う。開かれた事務局として、会員の参加、意見等何でも歓迎の姿勢は堅持したい。平成 29 年 7 月に月一回の頻度で開催した「月曜カフェ」は、会員同士で、身近なテーマについて話し合う場だ。回を重ねるごとに参加者が増えてきた。皆さんの活発な意見をきいていると、この会の底力を感じるのだ。

<事務局メンバー>内山恵子、大岡朋子、金城清、杉谷徹夫、高橋宣子、高原三平、逸見賢次、馬庭俊一郎、吉野由美子、(オブザーバー) 古賀忠壹

後見部会

理事・後見部会長 中越 勝

一 後見部会の成り立ち

後見部会という組織名は最近のもので、それまでは「チェック班」と呼称していた。かつて受任事件が数件ぐらいいまでは松本貞子さんが一人で担当し、報告書をチェックし、監督人に提出してくれていました。修正部分が多い時には我々のUSBを集め修正してくれてもいました。指導・助言をしてくれた先生そのもので、一緒に業務をしながら教えて頂き今の後見部会の基礎を築いてくれました。このことが現在まで引き継がれ、後見部会委員が新人などに助言をしているところです。

報告書作成に必要な銀行等の手続きなどは自分たちが手探りでを行い、時間がかかった記憶がある。その当時の銀行等の行員は後見制度の知識が薄く、会社の手引書を見、分からないと本社に問い合わせる状況でした。

当時は参考書が少なく、初心者でも分かり易い手引書が欲しくなり、有志で「後見業務改善検討委員会」を立ち上げ、初級者用の「ステップⅠ」、中級者用の「ステップⅡ」を作成し、その2つを統合して「後見業務の実務」を、そして平成30年1月に「後見事務の栞」を発行し引き継がれてきたところです。

二 後見部会の業務

当部会委員は7名（女性4名、男性3名）で、下記の業務を行っています。

1 現在までの総受任事件は40件（2018年6月1日現在）

生存事件が23件、死亡事件17件をこの10年間で報告書として監督人に提出してきました。23件の報告書の作成指導と点検がメイン事業で、各事件の内容は個々別々で、個別に対応せざるを得なくなっています。最近は複雑な事件が多く、資産が少なく、負債がある被後見人等が増え、開始当初とは異なるものとなってきています。

初回報告書や初回報酬付与申立書の作成指導、年3回の定期報告書と報酬付与申立書のチェックを行っている。家庭裁判所や監督人への報告書は財産上のミスなどはあってはならず万全を期しているところです。

2 スキルアップの勉強会

後見業務に従事している担当者に年3回の勉強会を実施しています。報告書作成に必要な手続きや最新の情報を周知し、情報の共有化を図って各担当者が法人の一員として一体感を持っていけるよう重要な位置を占めています。

各事例を担当者が発表し、課題を如何に解決していったかの経験を説明し、議論を通して相互の能力のアップを図っているところです。また外部講師を招き時流にあった講演会、実務に直結する介護サービスなどの講演会、施設の見学を行い外部環境の変化に対応していく知識の付与を図っています。

各部会の紹介

3 新人の育成・支援員の経験

養成講座修了者で受任を希望する会員には、個別面談で本人の経験、要望事項、時期などを聴取し新人向けの研修を行っています。また区社協での支援員は研修の一環として在宅や施設での訪問を通して身上保護を実感して貰っているところです。

その後受任事件があり次第、後見人等として活動をして貰います。

三 人材は財産

受任事件が複雑化していることに鑑み、事件担当者の能力アップを図り、それを支える後見部会委員の育成も重要です。法人が受任した事件を責任をもって担当していくには、法人の継続性とそれを支える人材が必要です。

また、社会経験の豊富な人材は当法人の財産です。この貴重な財産を有効に活用し、担当者自身が誇りをもって後見業務に携わり、やりがいがあると思えるような活動が出来るよう、NPO法人としてバックアップしていかなければなりません。

広報部会

理事・広報部会長 安齋 實

2009年、小口敏行会員と私とが和久井前理事長に呼ばれて「品川区内の在宅介護支援センター（当時19か所）でビデオを上映して成年後見制度の普及活動をやりませんか」と言われて「ビデオ上映部会」として発足したのが、広報部会としての最初のスタートです。当時耳新しかったせいもあり、述べ300人程度の視聴者がありました。

その後、事務所が八潮のコミュニティプラザに移り品川区協働推進会議に参加し、地域の20以上の団体と協働を図ってきました。さらに協働ネットワークへの加入。これに伴う行事としては、①「地域活動家の養成講座」での本会の活動報告 ②「健康生きがい作りサミット」への参加 ③「地域の暮らし展」への出展④八潮祭りへの参加などがあります。ビデオ上映会については、協働推進会議の皆様方の協力により1年に3回程度実行してきましたが、品川区には116もの「高齢者クラブ」があり、加盟会員も1万人を超えています。これらの人に「成年後見制度を利用して安心できる生活を……」のメッセージを届けるのも本会の重要な役割と心得ます。「本会の後見担当者が、質の高い身上保護を行っていることを、少しでも世間に知らせたい」と思っています。そのためには、高齢者になじみやすい本会のパンフレットを用意したいと思います。

現在、11人の会員で広報部会を構成していますが、

- ①（会報）毎月1回会員向けにメールで発行
- ②ホームページの更新
- ③ビデオ上映会

各部会の紹介

④関連イベント等への参加

などを手分けして行っています。

その他色々な形で本会の理念である「認知症になっても安心して暮らせるまち作り」のために役立ちたいと思います。

今後ともよろしくご協力のほどをお願い致します。

研修部会

◆市民後見人の会に入会して思うこと◆

理事・研修部会長 杉谷徹夫

私が市民後見人の会に入会したのは平成22年12月で、今から8年近く前になります。ちょうど31年間のサラリーマン生活を終えて、何か地域社会に貢献できることはないかと考えている時期でした。市民後見人養成講座開催の案内を区報で見て、早速申し込みました。

成年後見制度ができた頃に、ファイナンシャルプランナー資格取得の為の勉強をしていて、その中でファイナンシャルプランナーの業務として成年後見人が有望であると知りました。但し、その時はどうすれば成年後見人になれるのかは全くわかっていませんでした。その後、市民後見人という立場で活動ができそうだということで、市民後見人の会に入会しました。

入会した当初は受任件数も少なく、すぐに後見活動ができる状況ではありませんでしたので、とりあえず前職の経理の経験を生かして事務局メンバーとして活動することになりました。毎週月曜日午前中に事務所に通うことになり、そこで諸先輩方からいろいろなことを学びNPOの実務を経験しました。その後、後見担当者としての活動も開始し、今までに全部で4件を経験しました。財産管理等の事務処理は得意な方ですので、さほど苦労はしませんが、身上監護については福祉・介護といった領域は未経験でしたので、とても勉強になりました。

後見活動において、一番気を付けていることは自分の価値観だけで物事を判断しないことです。ご本人だったらどうするかという視点で考えることが必要で、そのために最低月に一度は顔を合わせるようにしています。ケースによってはコミュニケーションが取れず真意がわからない場合もありますが、これまでのご本人の生き方の理解に努め、その上で判断することが大事であると考えています。

当会はボランティアとして後見活動をおこなっているため、メンバーのほとんどがシルバー世代です。市民後見人養成講座により若い世代のメンバーに受講していただき、後見活動に参加していただくことを常に繰り返していかないと、活動が停滞してしまうリスクがあります。研修部会では毎年の市民後見講座開催に加えて、会員向けにスキルアップ講座も定期的に企画して会員のレベルアップを図ります。後見活動だけでなく、研修にも重点的に取り組んでいきたいと考えております。

会員それぞれの思い

ボランティア精神で福祉のまちづくりを

前理事長 和久井良一

介護保険法と成年後見法は、2000年に同時施行されたが、成年後見は法関与者の受任も少なく介護保険法のように普及してこなかった。高齢者問題に提言・実践活動してきた高齢社会NGO連携協議会（高連協）は、成年後見研究会を通じアドバイザーではなく、実践者が必要と考え、2006年「市民後見人に挑戦しよう」と提言した。提言は実践を伴わねば普及しないとの思いから、品川在住の森本恒吉、古賀忠壱、曾根清次、和久井で研修会を開催した。読売新聞が「シニアの社会参加」と大きく掲載してくれた。高連協の資金で、2006年、第一回市民後見人養成講座を開催し、賛同する区民と共に、2008年NPO市民後見人の会が発足した。福祉先進区であり、成年後見に取り組んでいた品川区・品川社会福祉協議会は成年後見人の担い手づくりには市民参加が必要と、斉藤修一氏を中心に連携が深まっていた。

2008年東京家庭裁判所に区長申し立て候補2名を、社協を監督人として申し立てを行った。東京家裁の調査官の聴取「なぜNPOが後見人をするのか」との問いに、(イ) 尊厳ある暮らしを支える (ロ) 福祉のまちづくりの一環 (ハ) シニアの社会参加と生きがい、と申し上げ受任が決まった。その後、後見受任を重ね実践活動より得たものは、市民後見とは、第1に地域支え合い・地域包括支援センターとの連携の上に成年後見が重なり尊厳ある暮らしを支えることが出来る。第2にまず身上監護があり、財産はご本人の為にある（専門家は財産管理優先）域密着型である。そしてそのためにも専門家の社会貢献支援の仕組みを要する。なお、「身上監護」は「成年後見制度利用促進法」により「身上保護」に変わった。

後見はNPO法人として受任した。発足時より、担当2名制で相互の補完力で進めた。やがて後見担当の仕組みは、正副2名制になり、前任者が副になり新人を育てることとした。これは緊急時の対応力にもなる。会員にも会の活動が見えるようになり、勉強会は熱気に包まれた。勉強会の講師は、先に後見担当になった優秀な主婦たちである。会の「後見事務の実務」版は松本貞子さんが作成してくれた。

厚生労働省は、認知症者800万人—65才以上で6人に1人が認知症になると発表する。

「介護と連動する成年後見研究会」（大森彌氏、堀田力氏）の成果を提言とし、厚生労働省老健局長に提出した。2012年老人福祉法32条に2項が加わり、厚労省の主導事業として、自治体の市民後見人推進事業が義務化され、法に市民後見人が明記された。

2012年、さわやか福祉財団主催「NPO法人市民後見全国サミット」に26都道府県から500名余の参加者が溢れ、市民後見人がいなければ認知症者の大多数の人間性が守られない、市民後見NPOに所属して活動するのが最適とされた。最高裁判所の名義後援も得られ、家庭局

会員それぞれの思い

職員が NPO 市民後見人の活動を評価してくれた。

2010 年、世界成年後見学会が横浜で開催された。品川区は山田副区長・斉藤成年後見センター所長が報告され、和久井も会場より発言の機会に恵まれた。日本は人口 1 億 2000 万人、被後見 19 万人に比し、後見先進国ドイツは、人口 8000 万人、後見 80 万件、人口の 1%であった。2016 年には、法定 130 万件、任意 60 万件と急増している。ドイツの先駆性は、自治体・世話人協会の積極的関与と、法定 130 万件の内、市民後見 57% 職業 43%と市民後見に負うところが多くなった。

我が国では成年後利用促進基本計画が策定された。「尊厳ある生活の保障・自己決定の尊重・身上保護も重視・中核機関に市町・地域連携ネットワークづくり」である。先進ドイツの後見件数増加は市民後見人の急増に連動している。我々も提言—実践—提言を積み重ね、地域連携ネットワークに実績ある NPO 市民後見の代表としてコアメンバーとして登録されねばならない。

品川区は、成年後見先進地であり、要後見人は 8000 人と故斉藤所長は述べている。濱野健区長は「しながわ わ」を提唱している。地域で区民・市民が支え合う「支え愛ホットステーション」も展開されている。区民が品川の成年後見取り組みを知り、区民が同じ区民を市民後見人として支える実績を評価されると、成年後見の利用が進み、専門職の限界もあり、市民後見人の活動が広がる。地域コミュニティーは、行政施策だけでは支えられず、世代を超えて地域の中でつながり合い、支え合い、「認知症になっても安心して暮らせる福祉のまちづくり」が、我々の理念であり、市民後見人の活動はその一環である。

和久井さんにバッタリ会ったのが運のつき…？

元理事 曾根清次

10 年ひと昔と言いますから大昔の 2006 年に品川区役所のロビーで、当時「さわやか福祉財団」渉外部長の和久井さんと「長寿文化協会」関東ネットセンター代表の私とがバッタリ会いました。そこで、高齢社会 NGO 連携協議会の指示により品川に「市民後見人の会」をつくるから発起人として参加してくれと言われました。これが「運のつき」で、何にも分からない私が(故)森本さんや古賀さんにもお会いし、西小山の森本さんのアパートをお借りして事務所にし、シニアの社会参加の必要性を訴え「第一回養成講座」を開催等、怖い物知らずで「市民後見人の会」を発足させました。

品川区社会福祉協議会の支援員になって「後見人実務」を勉強しました…！

2008 年、NPO 法人となり、品川区社会福祉協議会を監督人に「東京家庭裁判所」の法定後見人活動の申立てをしましたが、後見人活動の経験が無いので品川区社協の支援員となり実務経験を勉強しました。「理事」も支援員として活動し経験を積みました。

法定後見人のチームをつくって「市民後見人活動」を開始…！

品川の「市民後見人の会」は全国のモデルとなり、後見人のチームは原則として 2 人 1 組で活動しています。私も理事として「後見人チーム」に参加しましたが、途中で脳卒中に倒

会員それぞれの思い

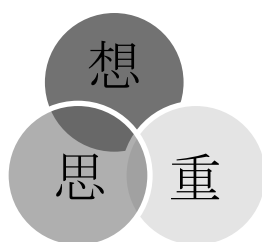
れ「後見する立場から、される立場」となり「副後見人」にバトンタッチしました。その後「副後見人」が「正」となり立派な後見人活動を展開しています。これこそ「法人後見人」の本領を発揮したものと言えます。

NPO法人化の10周年を祝い、「地域を支える」市民後見人の会です…!

私は品川区民として「脳卒中を患う後期高齢者」ですが、これからは地域で支え安心する福祉のまちづくりに「市民後見人の会」の活動が重要になります。

益々のご発展を祈念します。

継続は力なり されど10年、かくも10年



元理事 松本貞子

[会の理念]「私たちは、地域住民が『ボランティア精神』を基本として、認知症高齢者等の後見を必要とする人たちのために、生活支援、身上監護、財産管理等の後見活動を行い、『個人の尊厳』と『自己決定』に対する社会の認識を高め、後見業務を行うに必要な『市民後見人』の育成を推進し、成年後見制度の普及発展及び認知症高齢者等の福祉増進を目指す団体である。」以上は、私たちの会の定款3条(目的)に掲げられた文言です。

会報も106号をむかえ、会員各位の努力と活動の賜物と拝察いたしますとともに、会の理念を改めて読み、ここに至るまでの皆様の「**想**」が振り返られます。

皆様の志が詰まった「市民後見人の会」の活動。10年ほど前には、周知もされておらず、市民権を得るということもありませんでした。

これまでの活動の中で「**思いやり**」は人とひと、つまり被後見人と後見人のあるべき姿でもあり、人として寄り添う後見は「**重い**」責任をになう市民ならではの後見という役目を果たしているのだと感じております。

3つの「**おもい**」がこれまでの会の目指す方向を明瞭なものにし、活動をささえてきたのではないのでしょうか。会の発足から、勉強会、関係各所の指導と支援を賜りながら、養成講座の継続など成果を見ることができました。

これまでの10年間、私たちは初代理事長の森本恒吉氏の功労と会の理念を忘れることはできません。温厚篤実な人柄とボランティア精神をもたれ、会事務所の提供等、多岐にわたりご活躍されました。志なかばでお亡くなりになった事はとても残念でしたが、「中庸とは『至誠』に通ず」の言葉をもとにした森本氏の活動に触れた事は貴重な体験でした。設立10年を経過し“素晴らしい会になった”ことを報告したいと思えます。

会員それぞれの思い

この先 10 年、またそれ以上にわたり我々会員はこの「おもい」を繋ぐことが役目なのではないかと考えます。
(会報 106 号より転載)

「市民後見人の会」の 10 年

理事 大岡朋子

私たちの会は、平成 18 年、品川で開催された第 1 回市民後見人養成講座を受講した修了生の有志が任意団体を立ち上げたのがきっかけでした。地域で判断能力の衰えてきた高齢者の方がたにボランティア精神で後見活動を行おうと意欲に燃えてスタートしました。当初は知識、資金、人材とすべてに乏しく、後見活動はまだ先のことと認識していました。事務所はすぐに初代理事長の森本恒吉さんが所有されていたアパートの一室を無償で貸与して下さい、また品川成年後見センターの齋藤修一所長（当時）から実務活動を学べるよう支援員活動を提案頂き、会としての活動が始まっていきました。

毎年養成講座を開催し会員も増え、平成 20 年には NPO 法人となり、東京家裁に NPO が後見活動を行う意義について理解してもらい、品川区社協が監督人を行うことで了解が得られました。いよいよ後見人としての活動がスタートしましたが、周囲は成年後見制度への理解が薄く皆苦勞を重ねてきました。介護職の一部と思われたり、金融機関では周知徹底がなされておらず何度も足を運んだりと皆が大変な経験をしてきました。

身上監護と財産管理は勿論、報告書作成という重要な任務もあります。月に 1 度勉強会を開催し会員の松本貞子さんが講師として力を発揮してくださいました。

被後見人の皆さんは当たり前ですが百人百様で、対応する会員も困難な状況に直面することもあります。そうした場合は主副担当者、理事、監督人と相談の場を設けて解決していきます。法人後見を行うメリットはここだと思います。会員同士も勉強会の後などに交流の場を設け親睦を深めてきました。そんな時『重みある活動の共有感』が滲み出ているように感じます。

ずっと暮らしてきた地域で、困った時はお互いさまの精神が育まれていけば安心した老後を過ごせるでしょう。市民後見人の会は地域での助け合い活動の担い手の一環として次の 10 年に向け皆で頑張っていきたいです。
(会報 105 号より転載)

ゆったりと後見業務を

理事 國枝園子

後見制度についてはなんとなく知ってはいました。平成 21 年品川区報に養成講座についての紹介記事があり受講、その動機は将来お世話になるのなら、制度、利用方法等を知りたいとの思いでした。

受講中盤の昼休み、前理事長の和久井さんがそっと隣に座られ、どうですか元気な内は後

会員それぞれの思い

見人をしまししょうと静かな誘い、それはもう断れない！と説得力のある話でした。そして入会をし現在に至っています。

平成22年春初めて80代女性の担当になりました。その当時の日記を見ると、「口数少ないご本人と初対面。声をかけても、開いている絵本の絵について聞いても何も反応がなく、戸惑ってしまい疲れた」と書いてありました。

ご本人は入院、施設入所。その後入院を繰り返し1年9月で亡くなられました。死後事務、相続人確定など慌ただしい時間でした。でもそれよりご本人は後見人が係わっていい日々を過ごされたのか、後見人としてもっと出来ることは無かったかなどの思いが行きつ戻りつしました。

その後お二人の男性を見送りました。後見人は家族でもない方の人生のかけらの部分かも知れませんが、ある責任をもって係わる、それは重いことですが凄いことです。これは自分自身の生き方をも豊かにしてくれると思います。そんなことを考えながら、仲間と議論し悩み、また楽しみを持ちつつ、いつかは自分が被〇〇人と考え、ゆったりと後見人業務を重ねて行きたいと考えております。

(会報 109 より転載)

後見人となって

理事 朝倉鈴子

私が最初に後見人というものを知ったのは、母に後見人を付けざるを得なくなった時で、当時は兄任せで後見人の何たるかも知らずに終わってしまいました。

その後、後見人を耳にするようになったのは、民生委員になってからのことです。実に様々な事情を抱えている独居高齢者の方々に長年接してきて、徐々に認知証を発症、進行していく様を目の前に見ては行く先を思いやったものでした。

民生委員を辞してからは当然の如く、後見人になるべく養成講座に参加しました。市民後見人の会もまだ設立浅く、最初に担当した被後見人の方は、不動産、動産所有者でその動産も預貯金（5銀行）株式（2証券会社）生命保険 損害保険等多種類の金融資産所持者で、その処理に本当に大変な思いをしました。当時はまだ金融機関の職員も成年後見制度については不慣れで、奥の上司と相談したり、電話で本部に問い合わせしたりで右往左往、1度や2度では終わらず何回も通った思い出があります。身上監護も最初にお会いしたのは入院先の病院で、それから転院、退院後の施設探しに奔走し、ようやく現在の施設に入所しました。今は落ち着いた生活を送られています。

最初にこれだけの経験をしてしまうと変な自信がついて、次の方を担当した時は妙に軽い気分でした。

2人で活動するので訪問時の車中でのお喋りや、時には食事したりで楽しいこともたくさんありました。会の勉強会、施設訪問終了後のお茶や食事（飲み会）も楽しみの一つです。

志を同じくする良き仲間との出会いを大切にして、気負わず、無理せず、楽しみながらこの活動を続けていきたいと思っています。

(会報 108 号より転載)

ご本人との関係つくりを心において

理事 高橋宣子

永い会社勤めを卒業し、まずは自分のためにファイナンシャルプランナー(FP)の資格を取りました。FPの全国大会で堀田力氏の講演を受講し、「FPは成年後見人に求められる知識を持っている」との言葉に触れ、心に残っておりました。独身同年配の友人が何人もいましたので、住まいのこと、老後のことなど心配ごとや愚痴を聞くこともありました。

その後興味を持つFP数人がグループで勉強会を持ち、セミナー開催などしておりましたが、市民後見人の会の講座を知り、仲間とともに受講して会員となりました。

会のメンバーが、ともに考え悩み相談して活動をすることで得られるものは、テキストの勉強では到底及ばないものがあると思います。ゆくゆくは私の住む地域での活動が目的ですが、実際の法人としての運営も事務局のお手伝いしながら勉強しています。

私が担当させていただいた被後見人の方は、身内にご縁の薄い方でした。

初めてお目にかかってから1年もたたずに亡くなられたのですが、当会で最期の見送りをし、合同慰霊碑に第1号で納骨されました。直葬に立ち会っていただいたご友人の「あのまま死なせてあげれば良かったかも」とつぶやかれた言葉が重く私の胸に刺さりました。

本人の望む生き方、死に方を汲み取ることの難しさを思い、常に本人の本音を聞かせてもらえる関係作りを心に置いて活動したいと思っています。

市民後見人の会はまた、「仲間が集う楽しい場所」「何でも気軽に相談できる場所」でもありたいと願っています。集える場所つくりましょう。

成年後見活動について思うこと

監事 青木 誠

6年前から成年後見に関わってきたが、活動を通じて感じている疑問や感想について幾つか挙げてみたい。

1 専門職という呼び方

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の資格を有して成年後見人に任用された人を「専門職」と呼ぶ。確かに夫々の資格については専門職ではあるが、後見活動については財産管理が主で身上保護は月1度も訪問しない人が多いという。一方市民後見人は財産管理を無難に遂行し、身上保護に当たっては月に一度のみならず訪問し親身に取り組んでいる。こちらこそ成年後見の専門職と呼ばれてよいと思える。

2 市民後見人の位置付け

裁判所を始めとして行政は、市民後見人は「専門職」ではないので難しくないケースを割り当てると聞くと聞くと聞く。横浜市の養成講座募集ではその旨を明記している。難しくな

会員それぞれの思い

いケースが少ないのか横浜市の市民後見人の任用はその養成開始後4年以上経過したが累積で僅か40件程度に止まっている。

また、行政や「専門職」は、市民後見人は簡単なケースを担当しているしボランティアとして活動しているので当然報酬は低く安くて良い、と思い込んでいるように見受けられる。現に月1万円程度の報酬が審判される。市民後見人は被後見人の保有財産が殆どないケースを担当することが大半なので、報酬を被後見人から頂くのは気の毒になるが、しかし、そうした情緒的な面でなく、その活動内容を見れば市民後見人と「専門職」との間に報酬差を付けるのは道理がないと思える。

3 行政担当者の熱意度

地域包括支援センターに集まる住民情報では成年後見が必要と思われる市区民は多いという。そうした人に後見人を付けるとなれば、戸籍調べ、身内との連絡・調整、膨大な申告書類の作成等々、担当者の負担は相当大きい。そのため、成年後見が必要だと思っても担当者の熱意度が低ければ手続きは取られない。首長申立が少ない要因の一つだと聞く。

4 被後見人の付添

市民後見人は被後見人の身上保護に当たっては事実行為を行わないようにと養成講座で教えられる。確かに被後見人に何か事故があれば市民後見人は責任を負えない。しかし、現場にあっては、車いすを押す、散歩に連れ立って出かける、自家用車に乗せ花見に出かける、等々を行っている。施設にも手がなく、付添ヘルパーにお願いする資金もないので致し方ないことだと割り切っている。

また、施設から緊急時の病院への付き添いや通院の付添いを求められることもある。施設側は初期対応については行おうがその後は後見人に任せたいとの意向が強い。後見人と雖も四六時中後見活動が出来るわけではないので、度々施設側と付添いについて押し問答になる。付添いヘルパーさんをお願いするのはお金が掛かり過ぎるので余程の事でない選択肢には入らない。どうしようもなくなると最後は後見人がやらざるを得なくなる。これも後見人の宿命なのかもしれない。

親族後見・市民後見活動を経験した今

監事 小松 統

【なぜ後見活動に】

親族後見受任は、自宅近くに叔母(80代)が持家で独居生活をしていて、折に触れ家内とたまに手助けをしていたところ、平成23年夏、熱中症に罹り退院後認知ぎみとなり生活に支障をきたす状況であった。介護認定申請し介護度3の認定をされる。親族で検討し有料老人ホームに入居させた。その際自宅の管理(防火、防犯上)と自宅に戻れるかを検討し売却の判断に至った。売却交渉するも本人の判断能力がないとのことで後見人の必要があり、私が申立人として手続審判後後見人を受任し後見活動をスタートした。

市民後見人の会に入会した動機は、更なる知識・情報を得ることが可能ではと考え、又親

会員それぞれの思い

族後見の少しばかりの経験を生かして後見制度利用者に手助けができればと考え、叔母の死後も現活動を継続しております。

【後見活動を行って】

親族後見の受任と同時に家裁から専門職監督人が選任され始めてお会いし不安でした。3ヵ月後監督人を通じ不動産処分の申立をし、審判決定後売却交渉を私が全て行い売却成立。1年経過後、家裁への報告書提出。2ヵ月後監督人辞任。

その後は、直接家裁とやり取りを行う。3年目に家裁より後見信託にて財産管理せよとの指示。その手続で二人目の監督人が選任され後見信託完了後3ヵ月で報酬を請求され支払後辞任。当時多くは私自身の事務でしたので叔母の預金を減らされることに憤りを感じたものです。それ以後は、監督人は選任されず亡くなるまで一人で活動し大きな経験になりました。

本会での市民後見活動は、法人受任であり担当の選択は原則出来ません。私の担当した方は温厚な方で特に支障ありませんでしたが、資産が少なく負債を抱えておりました。3年目で完済報告したところ笑顔で返され、その時、今までの活動に間違いのないことを感じたものです。

【活動を通じて】

親族後見・市民後見共に事務(仕事)役割は、同じです。ただ情報の多少さが親族後見(少い)と市民後見(多い)には違いが見られます。市民後見には多種多様な方がおり会員の皆さんに教示され役立っています。又、親族後見は個人での活動が多く、精神的負担が法人より負荷があると感じます。

然し心構えは、常に自分を律し使命・責任を持ち誠意で事に当たる事だと痛感しています。信頼関係を築き被後見人の人格を尊重し活動する今日この頃です。

後見人制度と終活について

広報部員 石森陽子

NPO 法人「市民後見人の会」では、ボランティア精神により、「市民後見人」として、専門家同様、「財産管理や生活を支援する身上保護などの業務」を行っています。具体的には、家庭裁判所から NPO として成年後見を受任し、実際の後見活動は被後見人を、会員二人一組で支えています。この会は、主に高齢者を対象に活動し「住み慣れた所で、最後まで安心して暮らせる」ことが目標です。

会の理念は「人に寄り添い、その人らしい生活を支える」ことですが、後見活動を行っている会員は、そのことでジレンマに陥ることがある、と言います。何故なら、「法定後見」の受任例が多く、既に認知症などが進行しており、さらに「その人らしい」或いは「その人が希望していたこと」等を知る身近な人が少ないため、「本当にこれでいいのか」自問自答しているのです。

後見人活動は、養成講座での専門的な学びに加え、被後見人の話をしっかり傾聴出来ること、表情や行動の観察力、後見センターや地域包括センター等の関係者との連携などが必須

会員それぞれの思い

です。当会では定期的に、後見人業務の体験などを踏まえた研修会、後見人監督者や業務指導委員会からの指導、施設見学、講演会などに参加し、常に研鑽を重ねています。

一方、後見人制度への理解が浸透せず、後見人は即、何でもしてくれるとの期待や逆に不満の声などが聞こえます。成年後見人は、事実行為、例えば、判断能力が不十分な人の部屋掃除・買い物・調理・入浴介助などをするではありません。被後見人の本人に代わって、本人の希望するサービスが受けられるように代弁し、ケアマネージャーさんやヘルパーさんなど関係機関と支援契約を結びます。

後見人としては、定期的に訪問・面談し、健康や生活上で困っていることがないか、関係者との関係や希望などを伺い、契約書の内容変更したいようなことはないか、などを確認することです。

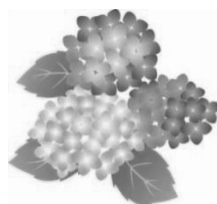
最近、話題の「終活」は、「自分の終焉を考え、自分らしく生きる活動」と言われます。この目的は、「逝く者の安心と遺された者への愛」という考え方です。言い換えると、今をよりよく自分らしく生きる・自分らしい最期を迎えるための手段にもなるとも言えるでしょう。

認知症は、加齢とともに誰にでも起こりうる脳の疾患です。脳血管性認知症のように回復する例もありますが、認知症の種類・発症時期や経過は様々です。一般に感情は豊かですが、記憶が低下し判断が困難になります。また、脳卒中や心筋梗塞などの病で、心身に後遺症や急変する例も少なくありません。こうした時、誰に、何を願うかなどの準備が必要です。

私達は、判断力があるうちに、自己を顧み、いくつかの柱を立て、希望なども含めて、書き留めておくこと大事と思われまます。自分の生い立ちや家族のこと・健康状態・医療や介護などへの希望・財産・葬儀やお墓・大切な人への伝言などです。ご存知のように、各種「エンディングノート」が販売されています。これらは、公正証書遺言と違い、法的根拠はありません。書けることから書き始め、訂正は何度でも自由ですが、その都度、記入日を明記しておきます。例えば、A4ノートの半ページに自由に記し、片側半ページは気持ちや状況変化に応じて書き換えたらよいでしょう。

前記、後見人の悩みでもわかるように、大切な家族や周囲の人に、自分を知ってもらい、介護や終末期に活用することができます。従って、自分の思いを書いたことや保管場所を、大切な人に伝え、話題にしておくことをお勧め致します。どんな場合でも、他者との関係なくして生活が出来ません。もしもの時に、遺された人々の戸惑いや不安を、最小限度に引き継げるように心がけたいものです。

(参考・引用資料：「市民後見人の会」パンフレット・「終活」カウンセラー協会テキスト 2015)



後見活動体験記

後見人を担当して

会員 内山恵子

平成 20 年 9 月：東京家裁審判確定 被後見人：女性 受任時（年齢 86 歳、要介護 3）

市民後見人の会に入会してしばらくたった頃、後見担当のお話があり、最初は副、その後正担当としてご本人の最期までお世話しました。ご本人は後見類型、施設入所、親族は甥姪の方で、うちお一人が窓口になっていらっしゃいました。

後見活動

この方の場合、年齢と施設費用等を勘案して収支計画を立てると、かなりお金を使えました。それで、ただ収支を計算して施設でのサービスをチェックするだけではなく、ご本人のために何ができるか、ご本人だったらどういふことを望むかを考え、衣類や下着等は着心地のよいものを選び、定期訪問の度に美味しそうなおやつを買って行きました。また、カレンダーは大好きな歌手の大きな写真つきのものにしました。嬉しそうな笑顔が忘れられません。

医療同意

ある時施設から、ご本人が救急搬送され緊急手術をしないと生命に関わるとの連絡がありました。親族には連絡しましたが夜分のことで、副担当の方が病院に急行し医療機関との打合せ等諸々を行い手術終了まで待機しました。医療機関には自分たちは後見人であり職務の範囲を伝えましたが、現場に直面するとなかなか割り切れません。

死後事務

亡くなられたときは後見人として葬儀社との打合せを行い、火葬まで立ち会いました。親族には直ちに連絡しましたが、高齢のため後見人がやらざるを得ませんでした。自筆証書遺言書があったので家庭裁判所による検認が必要で、財産の引渡しが終わり全て終了したのが半年後くらいになりました。幸いにトラブルもなく引渡しできましたが、手続きにもう少し慎重さが必要だったかと思います。

後見担当して入会動機を想う

理事 澤谷義則

平成 21 年 12 月：東京家裁審判確定 被後見人：女性 受任時（年齢 77 歳、要介護 1）

後見副を担当し、正担当と被後見人の方（女性）のとの会話を進めながら、まずはご本人の過去を少しずつ知って行くことになりました。

ご本人は、東京都中央区生まれで、銀座の会社に勤めたお嬢様、漬物が嫌いな方。

私の成年後見制度の理解は、かつて読んだ新聞の写真のイメージ（高齢者の話相手：傾聴）から、私の育った北海道の農業や漁業のことを話の材料にすれば良いと考えていました。

しかし、ご本人（要介護：③）との共通の会話の材料は私にはありません。そこでご本人

後見活動体験記

の生まれた地域の小学校、公園、神社等を廻り旧名跡を調べました。そしてご本人と外出しその思い出の地域へ行ってみました。旧名跡が残っている神社の横道で下車し歩いていると、周りを見て「アー」と声を出しました。昔の面影が浮かんだと思います。その後訪問時に神社と児童公園の写真を材料に会話を進めて行きました。

ご本人を訪問したある日、正担当がご本人が卒業した「〇〇小学校を卒業しました」と紙に書いて渡し、同じように書くようにと言うと、ご本人が紙に「〇〇小学校を卒業致しました」と品の良い文字。やはりお嬢様です。

又ある日〇〇児童公園の写真を見ながら「小さい頃、兄妹とは仲良く遊んだのですか？」などと話を進めながら、私達は三男の名前を知らませんでしたので、次男までの名前を紙に書いて三男の名前を聞くと「ひらがな」で書き、後日漢字で書きました。

やはり幼い頃のことはよく覚えています。ご本人の幼い頃の事を調べ、それを話題にする事がご本人と私たちの関係を一層良くしました。

ご本人の喜ぶ笑顔が

会員 渡辺美代子

平成 22 年 12 月：東京家裁審判確定 被保佐人：女性 受任時（年齢 75 歳、要介護 2）

私が後見人をやろうとしたきっかけは、品川区の介護運営推進委員会の公募に選任され、前会長の和久井良一さんとの出会いでした。「人は皆、社会で生きていくために尊厳ある権利があるのだから、身寄りがなくても、一人暮らしでも、認知症の高齢者であろうとも、生きていくための権利や財産を守って生活を支援する後見人を一緒にやろう！」と一本釣りされたので本会に入会しました。担当する方は保佐累計で 75 歳の女性です。

ご本人は在宅の生活の中で、入院、退院、リハビリを繰り返し、一人暮らしも無理になって引っ越した施設が終の棲家となりました。

一人っ子の境遇で依存性が強く甘え上手ですから、つい何でもやってあげてしまいました。喜ぶ笑顔は、この仕事をしていて良かったと思う瞬間でした。

ある夜遅く、ケアマネさんから「脳神経病院にくも膜下出血で入院した」との連絡があり、担当者の 2 人はどうなるだろうかと心配しながら駆け付けました。

医師からくも膜下出血の疑いと告げられました。MRI の画像を見ながら症状の説明がありました。最後に手術同意書に署名を求められましたが、「手術説明を聞きました」とする説明同意書と訂正して、最後に署名をしました。手術にたずさわった初めての事務手続きの経験でした。数日後に手術を無事に終えました。

それから保佐人として苦労したのはお墓の問題です。お墓が複数あったのでどこにするか悩みましたが、結果的にご本人の希望どおりに無事に埋葬することで安心していただくことが出来たと思いました。

それともう一つ保佐人の活動の中で最も苦労したのは、在宅の金銭管理でした。財産管理については本当にとっても苦労しました。

次に、終の棲家となった施設での様子です。施設に入所した時はタクシーから降りてゆっ

後見活動体験記

くりではあるが自室にも、リビングルームにも、食事をするダイニングルームにも、トイレにも一歩ずつゆっくり、のんびりと時間をかければ自力歩行ができていたのです。

次に訪問した際は車イス移動になっていました。ショックでした。悲しかったです。

ご本人の依存性が強い性格もですが、施設の方針なのかとも思います。

ショックは私だけでご本人は至ってにこにこ。あつという間に車イス移動の生活にもすっかり馴染んでいました。それ以来自力歩行どころかベッドから立ち上がる事も、リビングルームへの移動も、トイレもすべてが職員さんの介助なしでは出来なくなりました。穏やかな性格ですので対人関係のトラブルもなく、いつ行っても落ち着いていました。定期訪問の別れ際は「またね～。来月きますからね～」です。その時の寂しそうな顔、手をぎゅーと握りしめて「また来ます～～」と別れます。

こんな可愛いらしい所のあるご本人は、27年7月7日、七夕の日16時40分に病院に転送され、18時に死亡が確認されて斎場で荼毘となりました。保佐人だから経験できた喜びと苦勞……。最期まで看取る事が出来て本当に良かったです。

貴方たちにお任せします

会員 石原俊子

平成23年7月：東京家裁審判確定 被保佐人：女性 受任時（年齢89歳、要介護3）

新米の私はNさんと一緒にTさんの保佐人担当となった。Tさんは1Kの高齢者住宅に住み、デイサービスに通っているが、毎日ヘルパーに食事を作って貰っていた。寒い年末に通常の生活が困難となったためケアマネジャーと相談し、ショートステイをそして特養に入所することができた。

3か月後、施設の看護師から「オストメイトの接続部分がただれていたので至急病院に連れて行って欲しい。」との要請があった。二人とも急な話で対応が出来ず「施設で対応して下さい」と頼んだが、今後、病院への同行は施設か後見人かどちらが対応するかを明確にしておく必要が生じた。

施設の生活にも慣れ、食欲が旺盛で主食、副食とも完食し、昼間はお茶やココアを飲んで過ごし、目が悪く耳が遠いので他の人と離れ一人で静かにしていた。

毎月訪問し、本人の昔の思い出や最近の話を聴いたり、食べたいというお菓子を購入したり、お誕生日には可愛いハンカチを、クリスマスには神戸のパンを持参し気持ちの安らぐ生活と落ち着いた人生が続いた。

ある日「オシャレをする心はあるが、食べたい物が無くなったわ、だからもう死ぬのかしら」と淡々というので、「そのようなことはないわよ。もしそうなったらどうしたい？」と聞くと「誰も身内がないので、国でやってもらって！」という。「その為に私達がいるのよ」と話すと「お手数をかけるけど貴方達がやってくれるなら安心だわ。貴方達にお任せします」と。

それから1か月後、高熱が続き、入院先の医師から感染症から肺気腫になっていると告げられ、完治は難しいとのこと。「ここは一人ぼっちで寂しい、早く帰りたい。」というので医

後見活動体験記

師に相談すると、「食事もとれていないし、数値が悪いので退院は無理」だと言われたが、本人の強い希望もあり1週間後に数値が改善されたのを機に退院が許可された。

入所して2年半、早朝Nさんから「今朝亡くなった」との電話があった。直ぐ施設に行く
と綺麗な顔で横になっていて、施設の職員は「今朝起こしにいくともう亡くなっていました。」
と言う。葬儀の日は真夏で、暑い中行われた。

1年後の同じ暑い日、私の菩提寺で塔婆を立て読経をしてもらい、これで私の担当者として
の仕事は終わったと思いました。

関わりをもって

会員 田中多喜子

平成24年1月：東京家裁審判確定 被後見人：男性 受任時（年齢74歳、要介護1）

身内の成年後見を終えた時期に、市民後見人の会の養成講座を受講し入会、2年ほど経っ
てから被後見人にお会いしました。後見開始直後は副担当として、その後正担当としてお付
き合いを重ねていきました。

被後見人は74歳男性。当時、「家賃の滞納、光熱水費の未払やお金がなく食事を取れてい
ないようだ」と民生委員から在宅支援センターに連絡があり、調査及び身体検査等を行っ
たうえ、介護度1であったが担当医師の判断から後見制度の利用を勧められた。

些細なトラブルはあったものの区内施設、精神科病院への一時入院を経て、特別養護老人
ホームへ入所。被後見人の施設入所後、居宅アパートの引き払いと家賃滞納について大家と
の懇談を重ねていった。

訪問時には、続いていた飲酒が無くなり落ち着いているように見受けられ、幼いころの話、
故郷の自慢話など笑顔を見せながら話してくれました。また、金銭の収支が気になるらしく
毎回通帳コピーなどを持参し説明を行い安心してもらいました。施設の側には小川沿いに梅
林があり咲くころには散歩をと話をしていましたが、寒梅を観ることなく逝去されました。
被後見人死亡を相続人へ連絡をしたところ、故郷にて葬儀等を行うこととなり、ご遺体は懐
かしの故郷に帰ることができました。死亡後の事務は、6ヶ月ほど続き終了。約1年の短い
間でしたが関わられたことを嬉しく思います。

大都会の盲点

会員 大塚マサ子

平成26年11月：東京家裁審判確定 被後見人：男性 受任時（年齢72歳、要介護2）

現金0円、負債30万円余、知人による年金詐欺被害、介護度1、軽費老人ホームに入居、
後見人を引き受けた時の状況です。平成26年11月末の事でした。唯一の救いは軽費老人ホ
ームに入居していたことでしょうか。当初1ヶ月は、銀行・年金事務所・警察に出向く日々
でした。施設指定銀行口座開設、年金振込口座変更手続き、既銀行口座の解約などなど。

後見活動体験記

ようやく外堀が埋まり落ち着いたのも束の間、今度は無断外出（徘徊）を繰り返し警察や職員の方々に大変迷惑をかける事に。軽費老人ホームは自立型施設なので常時出入り可能なのです。打開策として携帯型GPSを購入するも、ご本人の器用が災いし2回も破壊したため窮余の策で靴型GPSに変更しました。本人唯一の趣味は塗り絵で色彩感覚は秀逸の一言です。

これが大都会の盲点かと思いきや知らされる出来事がありました。GPSを持たずに夕方無断外出して一晩中行方不明になったのです。翌朝発見されたのはコンビニの飲食コーナーでした。人の出入りは多いのに声も掛けられず、飲まず食わずでコンビニで一晩過ごしたのです。店員は若者が多く時間が来れば交代します。しかし、さすがに不審に思った早番の店員が警察に通報し、ようやく保護されたのです。大都会東京ならではの盲点だと愕然としました。

昨年、介護度1から3に上がり、自立施設での生活が困難となりました。経済的に余裕があれば苦勞しませんが、70歳半ば・男性・低所得の三重苦の特養探しは困難の極みです。

また、所得税0円でも住民税を年間数千円払っているため非課税者に該当せず「介護保険負担限度額認定証」が交付されない事が判明しました。特養の低額利用ができない事に……。

どうしたものかと悶々としていた時、「介護度3」からは障害者に該当し「障害者控除対象者認定」を受けられるとわかり早速手続きしました。おかげで、所得控除額が26万円増えるので非課税者に該当しそうです。財産状況は3年経過後初めて報酬付与を支払うまでに改善しました。

後見人活動を通して感じる事は、衣食住が満たされても幸せに暮らすことができないということ、人との関わりはとても大切だと教えられました。

後見活動を通して学んだこと

会員 宗村安子

平成27年1月：東京家裁審判確定 被後見人：女性 受任時（年齢85歳、要介護3）

市民後見人の会の養成講座を受けて入会し、後見業務を担当して4年目になります。被後見人の方は要介護3で、認知症と診断されている現在88歳になる女性の方です。

最初の仕事は、家裁からの審判確定後に法人として成年後見人になったことを法務局に登録し、登記証明書を持って金融機関や、役所関係を回り、名義人を法人に変更する手続きをすることでした。基本的な知識がなかったので、後見人の社会的な役割と法人として動いていることを強く自覚した作業でした。

被後見人の方との関わりは、最も大事な役割です。どのような人生を歩んでこられたのか全く分からない方の後見ですから、私は、お会いしているときは全神経を集中しました。そうすることで何気ない会話の中から被後見人が大事にされていることを拾って、積み上げ、ご本人との関わりを深め、信頼しあえる関係に高めたいという思いがあったからです。この姿勢が、月1回、千葉県にある老人ホームへの訪問で、ご本人とお会いするのを楽しみとする自分に繋がりました。新しい発見が出来るからです。

これからもご本人が心豊かに、安心できるように寄り添って行きたいと思っています。

その為にも、ご本人が暮らす老人ホームのスタッフや、主治医等関係者と情報を共有でき

後見活動体験記

る「チームとしての関係性」を作り上げていきたいと思っています。

想い ～姉妹お二人の市民後見人として～

会員 杉山麻里子

平成 28 年 1 月：東京家裁審判確定 被後見人：女性 受任時（年齢 83 歳、要介護 3）

平成 28 年 2 月：東京家裁審判確定 被後見人：女性 受任時（年齢 87 歳、要介護 5）

ふと目について軽い気持ちで受けた「市民後見人養成講座」でしたが、私にとって「後見人」とは、時に重く、人間の命を見つめ、幸せとは何かを問い掛けるものでした。

担当した方は女性で、末期肺癌、余命 1 ヶ月の宣告を受け、既に入院中でした。同居していた義妹は、止む無く施設に入所しました。

余命幾許かの方に後見人は一体何ができるのでしょうか。各種手続き、僅かな財産の管理をし、面会の度に「欲しいものは？」との問いに、「何もいらない」と言われるだけでした。

彼女との会話の中で最も多く語られたのは義妹との生活のことであり、「喧嘩ばかりしてたわよ」と話す時の彼女はいつも笑顔でした。彼女が病院に緊急搬送された後、義妹とは一度も会っていません。彼女から会いに行くことはもうできません。身体障害者である義妹が自力で会いに来ることも不可能です。

病院、義妹の施設との調整をし、二人が会えたのは彼女の入院から約 4 ヶ月後でした。息苦しくてもう話すこともできない彼女でしたが、その眼はじっと義妹を見ていました。そして、その翌日、彼女は亡くなりました。

現在、残された義妹の後見を 2 人で担当し、義妹は終の棲家となる施設で、安定した穏やかな生活を送っています。彼女のベッド横の棚には、義姉との思い出の詰まったアルバムが大事に仕舞ってあります。

認知症の彼女に「後見人」という言葉は、多分理解できません。しかし、彼女は私たちが最大の味方であり、最良の支援者であることを理解してくれています。

初めての後見実務

会員 熊谷祐子

平成 28 年 9 月：東京家裁審判確定 被後見人：女性 受任時（年齢 79 歳、要介護 3）

私は平成 28 年 10 月に当時 79 歳だった A さんの成年後見人（担当者）に就任した。その時 A さんは品川区の福祉的措置で、成年後見人がつくことを前提にすでに群馬県内の住宅型有料老人ホームに入居していた。A さんは品川区内の私の自宅と徒歩 3 分ほどのアパートに一人で住んでいたが、様々な事情により区内に住み続けることはできず、同年 9 月に旧住所地から電車を乗り継ぎ片道 3 時間ほどの地に住むこととなった。

A さんには総額 160 万円近い負債（滞納、借入金）があった。会社に長く勤めていたため年金額は相応にあるものの貯金はほとんど無く、当初はこの多額の負債をできるだけ正確に把握、状況を整理し経済的安定を得ることが急務だった。

後見活動体験記

Aさんは独居で、品川区の福祉的措置が行われたころにはかなり認知症が進んでいた。またかつては交流のあった親族（いとこ）とも疎遠になっていて身寄りがないこと、所持品も紛失するなどして少ないことなどから、Aさんのこれまでを知るための情報を得ることがほとんどできない状況だった。そのため成年後見人（担当者）就任時に引き渡されたわずかに残された書類等（うち写真はたったの1枚）から一つ一つ状況を確認し整理して全体像をつかんでいくという作業が続いた。Aさんの収入である年金と各方面の支出および負債を洗い出し、年間収支計画を立てたうえで分納や延納を依頼するなどして負債を徐々に減らしていく段取りとした。また確定申告で還付金を得て最低限の必要物（下着など）を購入できる程度のわずかではあるが余力を得るなど、Aさんができるだけ心身ともに安定して暮らしていけるようにと思慮した。

法人後見である当市民後見人の会には、経験豊かな方々が集っている。私としては初めての後見実務だったため副担当の高原理事、古賀理事長はじめ理事の皆さま方、当会諸先輩方の存在は心強く、打合せを重ねまた適宜ご指導をいただき、ようやく形作ることができた。一方、成年後見人としては“遠距離後見”ではあるものの、Aさんの生活面では、すでに施設に入所しているため食・住は確保されており、またAさんには特段の持病もないことから身上保護の面についてはひとまず安心し、財産管理の面に注力することができた。

Aさんは穏やかな人柄で周りに気遣いもできる。当初は特に周囲を困らせるようなことはなかった。本人の意思を尊重することが成年後見を行う上で最も重要な点の一つだが、月に1度の面談時に尋ねてもAさんはほとんど要望を示さない。当初立てた年間収支計画に沿ってギリギリの収支状況で資力が乏しいうえに遠距離後見でもあるので応えられることに限りはあるが、成年後見人（担当者）としては本人の為に何をすべきなのか？ という小さな悩みが生じた。

当初特に問題なく過ごしていたAさんだったが、そんなAさんにも認知症ゆえの困った行動は時折起こる。他の入所者さんの洋服を勝手に着てしまったり、一時期同室だった寝たきりの他入所者さんに間違ってお世話をしてしまったり。幸いに施設スタッフが早めに気づき、見守りを強化するなどして大事には至らずに済んでおり、今はこれらの行動は治まっている。Aさんは特に要望を示すことも不満を漏らすこともほとんどないが、日々の暮らしの中で体調がすぐれないことやストレスが生じることもあると思われ、物言わずともそこから困った行動に現れるのかもしれない。

何かのご縁があってAさんと私は、成年被後見人と成年後見人（担当者）の間柄になったが、Aさんにはそれまでに自身で築いてきた人生があり認知症になったとはいえ今はその延長線上にいるのであって、成年後見人（担当者）である私は、Aさんの人生の一場面をお手伝いしているに過ぎないとあらためて気づいた。特に要望を示さないということも本人の意向である。

私は一市民後見人としてこれからも毎月の面談でいろいろ話を聞いて、その中からAさんが少しでも喜んでくれるようなことを見つけていけたらと思う。

資 料

① 社会後見 市民後見人

読売新聞（夕刊）2007年1月30日より引用・抜粋

「後ろ楯」普及へNPO

判断能力の衰えた高齢者に代わり、後見人が日常的な金銭管理などを行う成年後見制度。ボランティアによる「市民後見人」の受け皿となる、非営利組織（NPO）づくりに、企業OBらが奔走している（内田健司）

実績で勝負を

「（市民後見人は）新しい言葉で一人一人イメージが違う。トラブルが心配」

「社会の信用度が大切。実績で勝負するしかない」

東京・品川区の公民館に集まった企業OBやケアマネージャー、ファイナンシャルプランナーら約20人が、市民後見人の理解を深めようと熱心な議論を交わした

いずれも高齢社会NGO連携協議会（高連協）が呼びかけた。市民後見人養成講座の受講修了生で、フォローアップ研修にも参加お申し込んだシニアらだ。

参加者が目指すのが、市民後見人の普及。日本経済団体連合会OBで、品川区在住の森本恒吉さん（71）ら8人が運営委員となり、「NPO市民後見人の会・品川（仮称）」を今春にも設立する予定だ。法人組織として、後見人を引き受けるほか、「社会貢献」にはぴったりの市民後見人という制度を一人でも多くの人に知ってもらうのが狙いだ。

② 成年後見人 市民も担って

朝日新聞 2008年9月12日より引用・抜粋

認知症の高齢者ら判断能力が十分でない人の財産や生活を守る成年後見制度。2000年に始まったが、本人に代わって契約などをする成年後見人らのなり手は親族か弁護士などが大半で、利用が広がらない。市民参加でいかに担い手を増やすか、関係者らによる模索が続いている。（本田航）

引き受け準備 手動の動きも

市民後見人を市民主導で増やそうとする動きもある。「高齢社会NGO連携協議会（高連協）」（東京都）が2005年度に始めた「市民後見人養成講座」。修了生らが今年に入って東京と福岡で相次いでNPO法人を設立し、地元の社協などと連携して後見人を引き受ける準備を進めている。

東京都品川区のNPO法人「市民後見人の会」は同区社協と連携。同社協内の成年後見センターが後見人を探している区民らに会を紹介し、会が後見人になるという形で活動を始めた。

③ 「後見人」養成広がる

産経新聞 2009年3月30日より引用・抜粋

認知症や知的障害などによって判断能力が不十分になった人の財産を管理したり、生活支援を行ったりする成年後見制度の担い手として、親族や専門家以外の一般市民を「市民後見人」として育成し、活用する動きが広がっている。自治体だけでなく、NPO法人、大学も関心を寄せる。背景には、利用者の増加に伴い、後見業務にあたる人が将来的に足りなくなるという危機感がある。(森本昌彦)

継続的な支援を

東京都品川区では、定年退職者や主婦らでつくるNPO法人「市民後見人の会」が活動を進める。会として2件の後見を担当するほか、市民後見人を養成する講座を開いている。理事の古賀忠壹さん(65)は「認知症になっても安心して暮らせる社会を目指したい」と目的を話す。

④ 成年後見人に「市民」登場

日本経済新聞(夕刊)2009年6月15日より引用・抜粋

認知症などで判断能力が不十分な人たちの日常生活を見守り財産管理を代行する成年後見人に普通の市民が就くケースが広がってきた。専門家や家族に次ぐ第3グループだ。新制度発足から10周年を迎えても普及が進まない中、けん引車として期待される。

「足の調子はいかがですか。マッサージをしてもらいましたか」「ここは食事がおいしいですよ」

東京都品川区にあるデイサービス7施設を訪れた大岡朋子さん(61)が、食事中のA子さんにやさしく声をかけ話し始める。

毎月2、3回面談

大岡さんは、2008年9月からA子さんへの後見活動を始めた。所属する特定非営利活動法人(NPO法人)「市民後見人の会」(森本恒吉代表)が、東京家庭裁判所から法人として後見を任された。会の仲間の古賀忠壹さん(65)と一緒に、一人暮らしのA子さんの日々の生活を見守っている。介護サービスをチェックするのも活動のひとつ。月に2~3回は必ず本人に会う。

⑤ 注目集まる市民後見

東京新聞 2010 年 10 月 20 日より引用・抜粋

認知症や障害で判断能力が不十分な人の暮らしを見守る成年後見制度が始まって十年。弁護士などの専門職や家族以外の後見人の担い手として、地域住民が隣人の立場をいかす「市民後見人」に関心が高まっている。(飯田克志)

「毎月一回は本人に会い、銀行や区役所に手続きにも行く。結構やることは多い」

東京都品川区の市民後見人、古賀忠壹さん(66)は活動の様子をこう話す。

古賀さんはNPO法人「市民後見人の会」(同区)の会員。女性会員と独居の八十代女性を見守る。成年後見人は、預貯金管理や介護保険などの契約手続きなど生活上のさまざまな用事を、高齢者本人に寄り添い代行する。市民が担う場合は市民後見人と呼ばれる。古賀さんは「週三日だった介護サービスを増やし、毎日誰かが家に行くようにした」と見守る女性の生活の質にも気を配る。

成年後見人は、家族や市区町村が家裁に申し立て、家裁が選任する。家裁が必要と判断すれば成年後見人を監督、補佐する後見監督人も選任する。同会は2008年、同区社会福祉協議会(社協)が後見監督人に就き、成年後見人に選任された。現在、定年退職者や主婦ら十人が高齢者七人を支える。

⑥ 認知症高齢者を支える市民後見の取組

内閣府「平成24年版高齢社会白書」76頁より引用

認知症高齢者等の尊厳あるのある暮らしを守るために、介護サービス手続き等の身上監護や財産管理を代行する「成年後見制度」の必要性が高まっている。現在、認知症患者数に対して、親族以外の後見人(弁護士、司法書士等)は決定的に不足しており、その新たな担い手として、市民が市民後見人養成講座で必要な知識を身に付け、「市民後見人」として活躍することが期待されている。

特定非営利活動法人「市民後見人の会」(東京都品川区)は、平成18(2006)年より成年後見活動の普及及び市民後見人の育成を目的に市民後見人養成講座を始め、20(2008)年からは品川区との共催事業として実施している。この講座を受講した定年退職者を中心とした100名余りの会員が、被後見人に対して正副2人の担当者がつく形で成年後見活動を行っている。会員はそれぞれのキャリアを生かして新たな課題に取り組み、稀に相続や不動産管理の問題等、専門的な知識が必要な場合には、専門家との人的ネットワークも活用し活動を行っている。